

アルコール使用マニュアル

(中国経済産業局版 第5版)

令和4年2月

中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp
TEL 082-224-5681
FAX 082-224-5642

◆はじめに◆

本書は許可後に必要な手続きのうち、

- ①法定帳簿の記載
- ②業務報告書の作成・提出
- ③許可事項の変更等の手続き

の3点のほか、使用にあたって注意すべき事項等に関して例示を交えてとりまとめたものです。

工業用アルコールを使用する方におかれましては、この「アルコール使用マニュアル」をご覧ください、各種変更許可手続き、法定帳簿作成等にご活用いただき、遵法精神に則ったアルコールの使用をお願い申し上げます。

※第5版の主な変更点は以下のとおりです。

- ・第4版p75の「自前でアルコール製剤を造り、洗浄に使用する場合の変更申請例」の記述を削除。
- ・各種の申請書、届出書等の押印を不要とした。

また、経済産業省本省においては、使用許可申請をされる方向けに「アルコール使用の手引き」を作成しております。

経済産業省ホームページ

<<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.html>>にて、pdf形式ファイルをダウンロードできます。

※参考資料として、巻末に新規許可申請の様式を添付しました。

(関連会社等が新たにアルコールを使用される場合は、新規の許可申請が必要となります。)

令和4年2月
中国経済産業局産業部
産業振興課アルコール室

目 次

◇許可後の必須手続き

1. 法定帳簿記帳義務	3
法定帳簿記帳について	5
2. 定期の業務報告義務	3
定期の業務報告について	9

◇アルコールの使用にあたって注意すべき事項

1. 許可の条件	19
2. アルコールの希釈の制限	19
3. 納付金制度	19
4. 立入検査	20
◎登録免許税について	23

◇許可後に必要に応じて行う手続き

1. 許可事項の変更	27
変更許可申請書記載例(しょうゆ [原材料より]、みそ)	31
" (しょうゆ [生揚より])	39
" (水産練製品)	45
" (うに)	49
" (めん)	55
" (試験研究用)	61
変更届出書(事前の届出)記載例	68
変更届出書(事後の届出)記載例①	69
変更届出書(事後の届出)記載例②	70
2. 亡失等の報告	71
3. 廃止の届出	71
4. アルコールの譲渡	71
5. 承継	71

◇機械器具洗浄用の用途を追加する手続きについて

変更許可申請書記載例(機械器具洗浄用)	76
---------------------	----

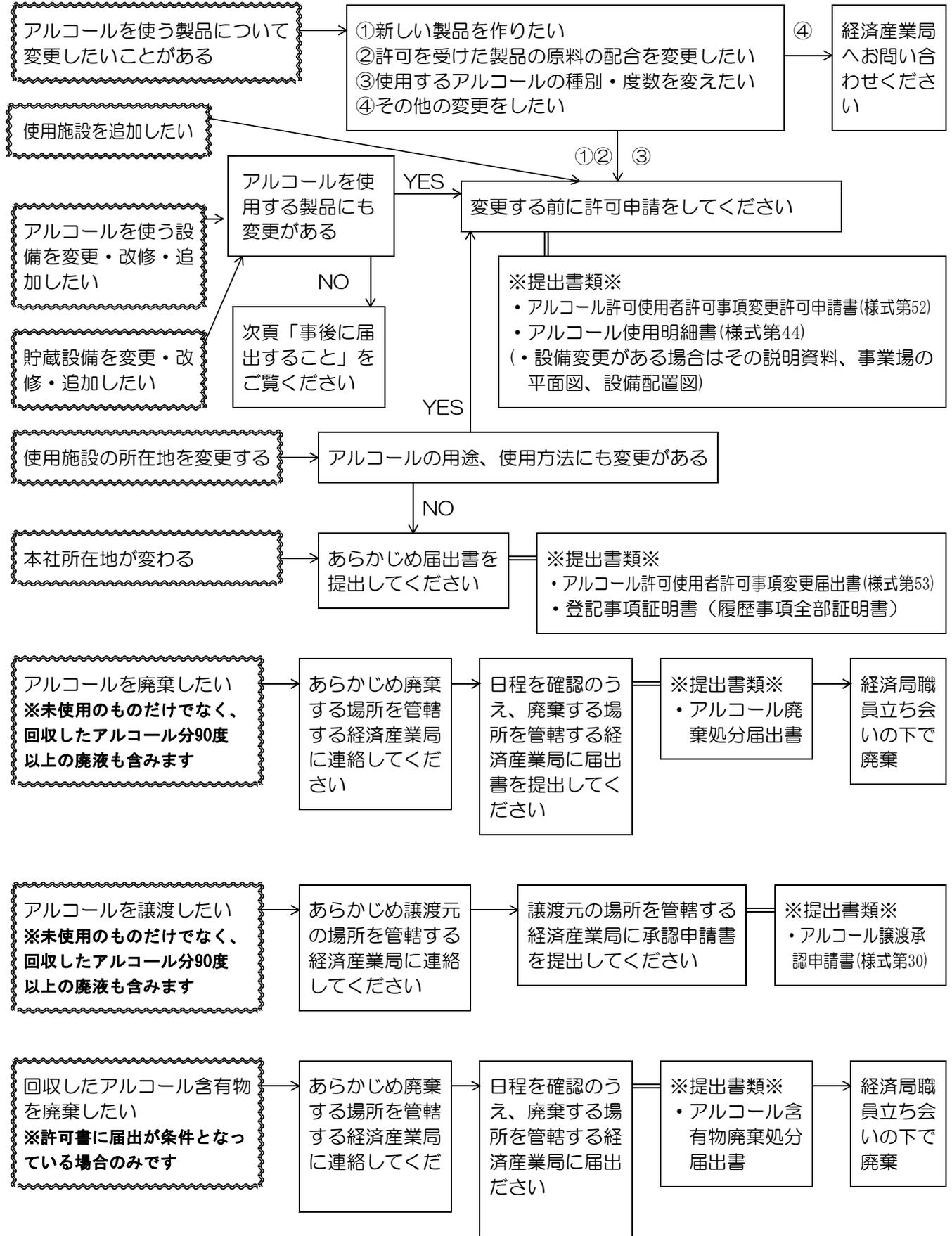
◇アルコール使用明細書事例

◇アルコール事業法に関するQ & A

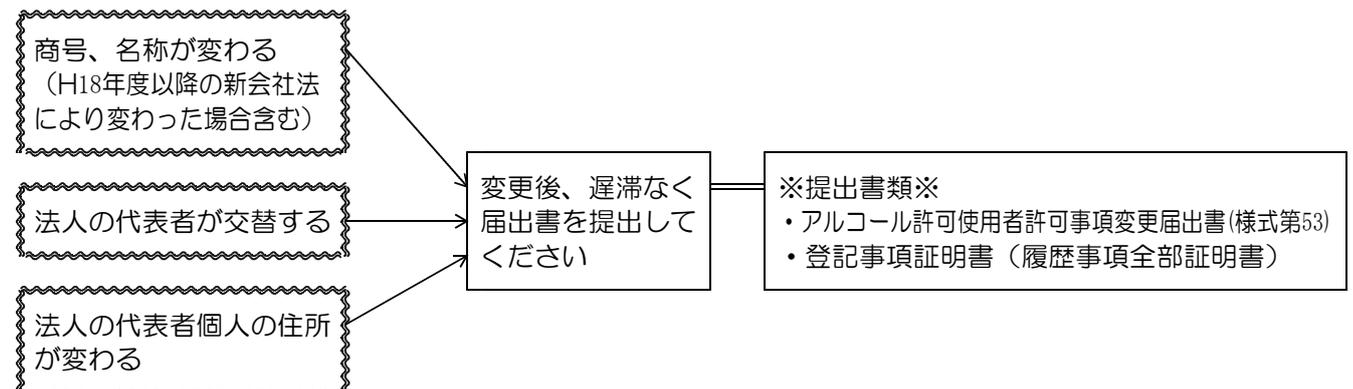
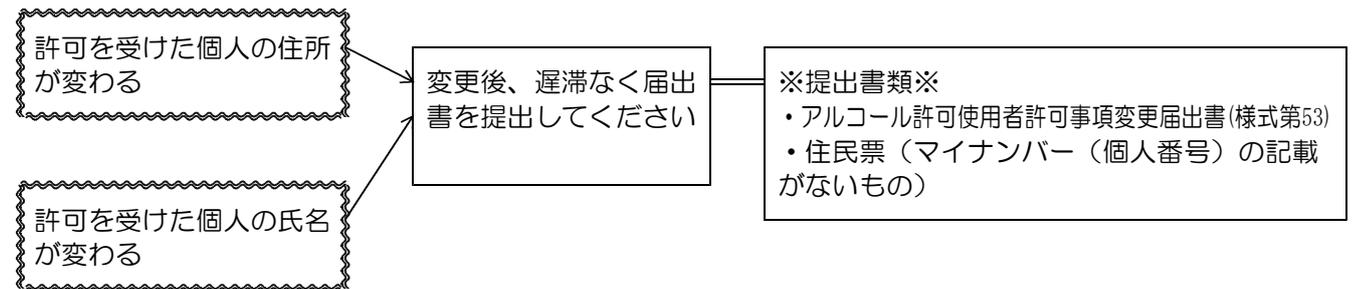
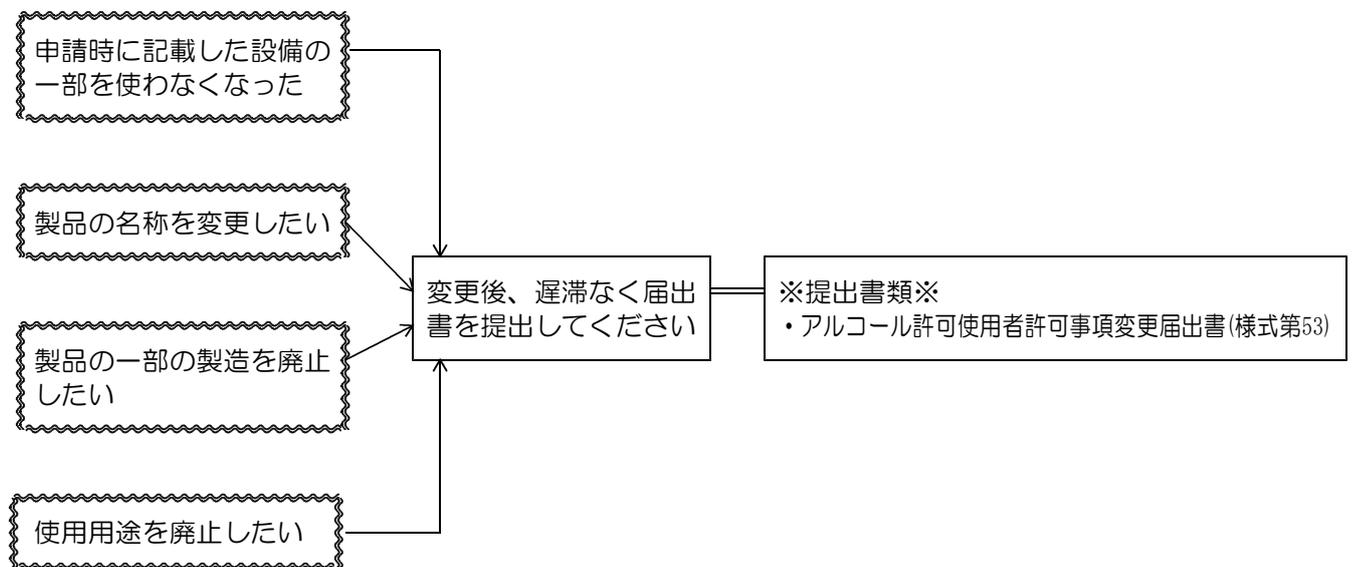
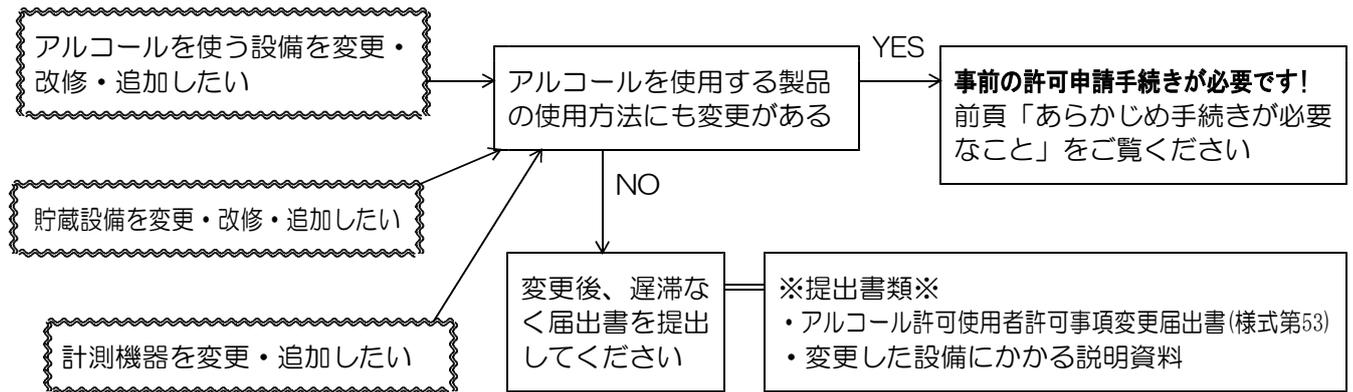
◎登録免許税関係については94頁のQ6～Q10に記載しています。

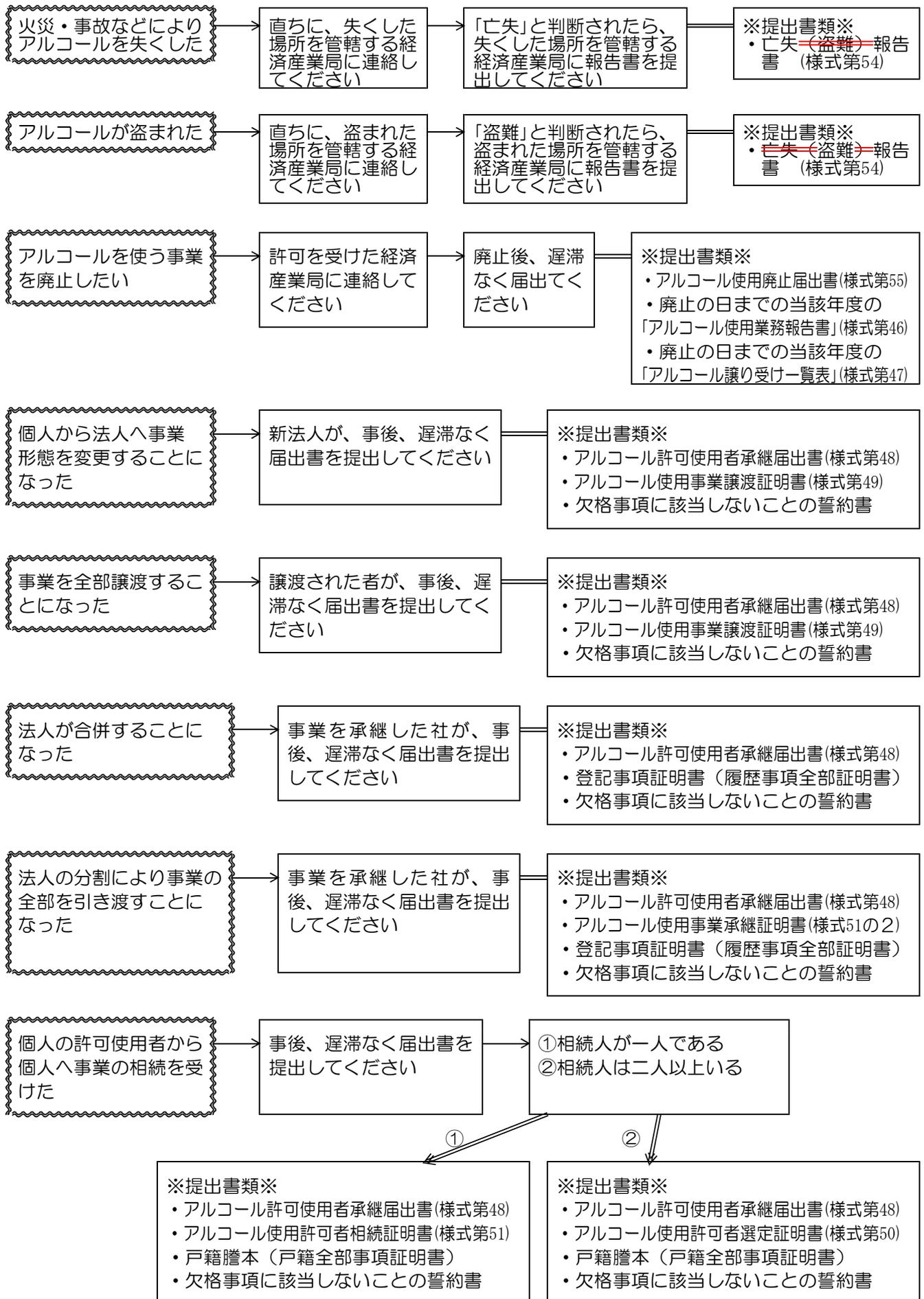
◇主な様式集

あらかじめ手続きが必要なこと



事後に届け出をすること





◇許可後の必須手続き

◇許可後の必須手続き

1. 法定帳簿記帳義務（法第30条で準用する法第9条第1項、省令第34条）

許可を受けてアルコールの使用を行う者は、以下に掲げる内容の法定帳簿記帳が義務づけられています。

- (1) 使用施設ごとに帳簿を備える。
- (2) アルコールの度数ごと及び発酵・合成の種別ごとに別葉に記載する。
- (3) 記載の日から**5年間保存**すること。
- (4) 記載すべき事項は、以下のとおり。
 - アルコールの**搬入、搬出**に関すること
 - アルコールの**使用**に関すること
 - アルコールの**欠減、亡失、盗難等**に関すること
 - アルコールの**在庫**に関すること
- (5) **回収アルコール等**が発生する場合は、許可の条件に基づき、その帳簿を作成すること。

記載要領はP5～7

帳簿の様式等は特に定めがないので、記帳すべき事項が充足されていれば、当局が作成した様式を参考に、自社の既存の帳簿等を活用していただいて結構です。また、帳簿は2つに分割されて記帳されるような場合も特段差し支えありません。

<違反した場合の罰則>

20万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

2. 定期の業務報告義務（法第30条で準用する法第9条第2項、省令第35条）

許可を受けてアルコールの使用を行う者は、毎年1回、5月末日までに、前年度におけるアルコールの譲受け数量、使用数量、製品等の出来高等を記載した業務報告書を、経済産業局長に提出することが義務づけられています。

- (1) 使用施設ごとの内容で作成する。
- (2) アルコールの**度数ごと及び発酵・合成の種別ごと**に別葉に作成する。
- (3) 上記(1)、(2)で各々作成したものを**主たる事務所（本社）**でとりまとめて一括提出する。
- (4) 記載すべき事項は、以下のとおり。

<報告書>

- アルコールの**前年度からの繰越**に関すること
- アルコールの**増加・使用**に関すること
- アルコールを使用して**製造された物品**に関すること
- アルコール**翌年度への繰越**に関すること

<譲受け一覧表>

- アルコールの**譲受けの相手方、許可番号、数量**

記載要領はP9～13

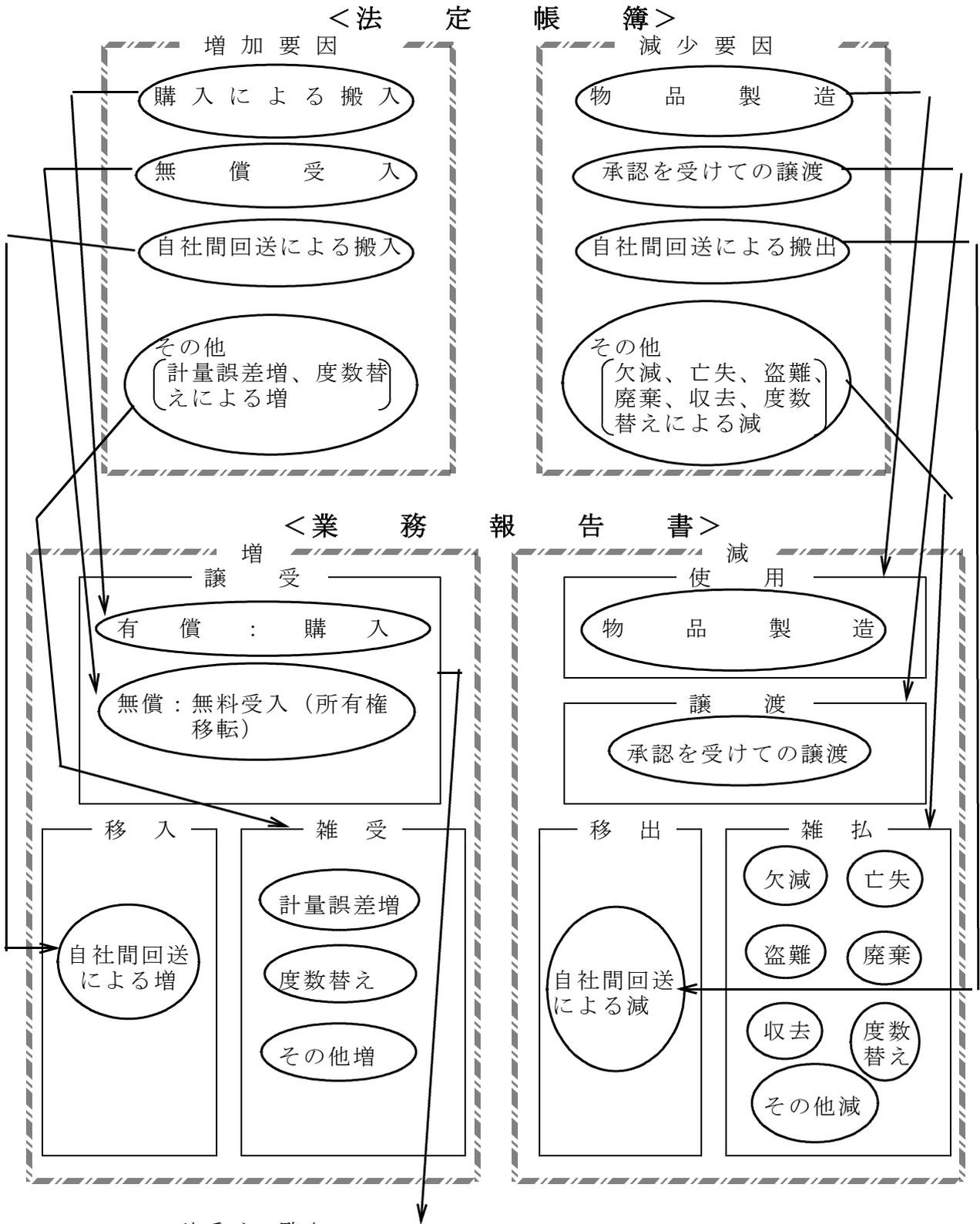
業務報告書（添付資料も含む）は、許可使用者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、**全ての許可使用者にその提出が求められています**。このため、仮に前年度にアルコールの買い受けや使用の**実績がない場合でも報告書の提出が必要です**。

<違反した場合の罰則>

20万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

なお、法定帳簿と業務報告書の作成にあたっては、次頁の「法定帳簿と業務報告書の関係図」及び記載要領をご覧ください。

法定帳簿と業務報告書の関係図



譲受け一覧表

☆業務報告書記載の譲受けの内訳表
 使用施設別 } ごとに年間の譲受実績
 発酵・合成別 } (譲受相手先、数量)
 度数別 } を記載

法定帳簿記帳について（法第30条で準用する法第9条第1項、省令第34条）

☆法定帳簿には、アルコールの売買、無償での搬出入、自社間回送等に関して、基本的に物流ベースでの毎日の動きを時系列に記載。

(1) 記帳すべき事項の注意点

アルコール法定帳簿 例図 ※ P 8 の記載例を参考にしてください。

アルコール使用簿 (経産化学術)											
受入			使用			製品出来高		その他		在庫	備考
年月日	相手方	搬入担当事業者	数量 (ℓ)	使用方法整理番号 製品名	数量 (ℓ)	製造年月日	数量 (ℓ・kg)	増 (ℓ)	減 (ℓ)	数量 (ℓ)	
合計											

①【アルコールの搬入(増)・搬出(減)に関すること】

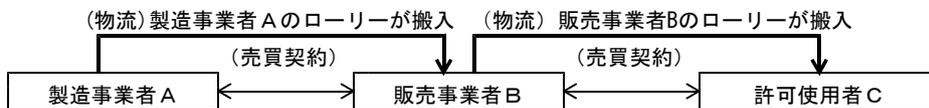
アルコールの現物がいつ(年月日)、どれだけ(数量)、どのように(相手方)動いたかを記録します。従って自社の他工場等との間での移入・移出による増減も含まれます。

受入の相手方はアルコール売買の契約における発注上の許可事業者を、搬入担当事業者は実際に搬入を担当した許可事業者をいいます。従って下図の例のとおり、**現物の搬入を担当する事業者が、発注した販売事業者ではない場合がありますので、搬入担当事業者が誰であるか、必ず確認してください。**

移出先は主に自社の他工場等になります(許可使用者は、あらかじめ経済産業局長の承認を受けた場合以外は、他者へアルコールを渡すことは出来ません)。

※〈図1〉の場合は販売事業者Bが配達するので、搬入担当事業者はBの名称と許可番号を記載します。

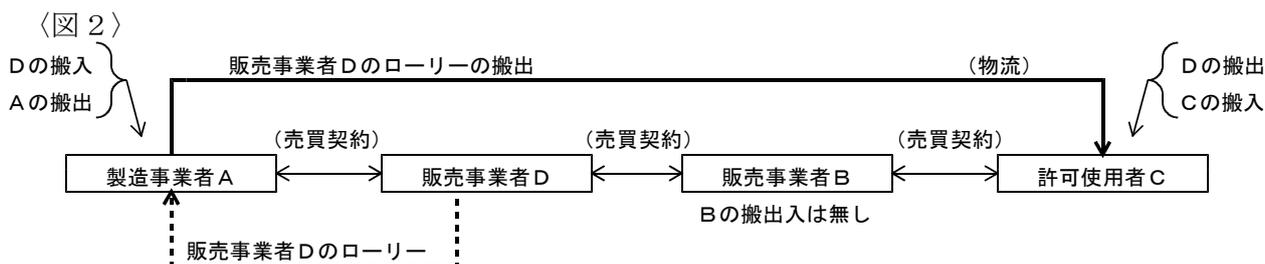
〈図1〉



(図1 記載例)

受入			備考
相手方	搬入担当事業者	数量 (ℓ)	
販売事業者B 2-〇-99999	販売事業者B 2-〇-99999	□〇	

※ 〈図2〉の場合は、アルコール現物を配達したのは販売事業者Dなので、許可使用者Cと直接の取引はありませんが搬入担当事業者はDの名称と許可番号を記載します。

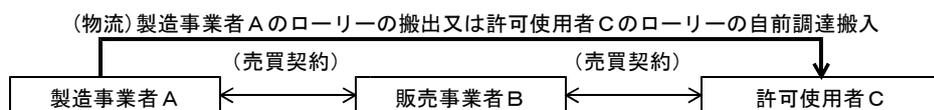


(図2 記載例)

受 入		
相手方	搬入担当事業者	数量 (ℓ)
販売事業者B 2-○-99999	販売事業者D 2-△-88888	△○

※ 〈図3〉の場合はアルコール現物に関わったのは製造事業者Aと許可使用者Cだけなので、Cの帳簿の搬入担当事業者は製造事業者Aの名称と許可番号を記載します。

〈図3〉



(図3 記載例)

受 入		
相手方	搬入担当事業者	数量 (ℓ)
販売事業者B 2-○-99999	製造事業者A 3-×-77777	△□

②【使用に関すること】

許可を受けた物品の製造にアルコールを払い出した都度記録します。

〈アルコールの用途が1-1～1-99、物品製造の場合〉

- ・アルコールを払い出した日
- ・払い出した数量
- ・製造した製品の使用方法整理番号 (アルコール使用明細書の整理番号) と製品名
- ・製造された製品の製造年月日 ※許可申請時に提出されたもの
- ・製造された製品の数量

〈アルコールの用途が2-1 機械器具洗浄用の場合〉

- ・アルコールを払い出した日
- ・払い出した数量
- ・洗浄する機械器具の使用方法整理番号 (アルコール使用明細書の整理番号) と機械器具名等
- ・洗浄回数

〈アルコールの用途が3-1 試験研究用の場合〉

※アルコール使用明細書のアルコール使用原単位の欄を〇%／回と記載して許可を受けた場合

- ・アルコールを払い出した日
- ・払い出した数量
- ・製造した物品の使用法整理番号（アルコール使用明細書の整理番号）と研究品名等
- ・使用回数

注：使用方法が3-1 試験研究用である場合であっても、アルコール使用明細書のアルコールの使用原単位を物品の単位製造あたりに使用するアルコール量で記載して許可を受けた場合は、上記、使用方法が物品の製造である場合と同様に記載してください。

③【欠減、亡失、盗難等に関すること】

それぞれの事項、年月日、数量を記載してください。

欠減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる滅失・喪失等が判明した時点で記載してください。

亡失：通常の経済活動の中ではまれにしか起こり得ないものを想定しています。発生後、帳簿への記載だけでなく、直ちに、経済産業局への報告が必要です。

- 例・アルコール貯槽又は配管の破損による流出
- ・ドラム缶又はタンクローリーの横転による流出
 - ・火災等の事故によるアルコールの焼失
 - ・アルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合）

盗難：発生後、帳簿への記載だけでなく、経済産業局への報告が必要です。

廃棄：あらかじめ廃棄しようとするアルコールが貯蔵された貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局へ届出て、経済産業局職員立ち会いの下で廃棄し、帳簿へ記載してください。

収去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員が、分析を行うために必要な試料を、収去証と引き換えとして無償で提供を受けることをいいます。

④【在庫に関すること】

上記①から③までの事項によって、アルコールの在庫に変動があった場合には、その日ごとにアルコール在庫数量を記載してください。

⑤【回収アルコール等の取り扱いについて】

アルコールの使用の過程で回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）又は回収アルコール含有物（アルコール分が90度未満のもの）が回収されるものである場合には、許可の条件として、

「回収したアルコール等の回収、精製、再使用、譲渡、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保管すること。」が義務付けられています。

特に回収アルコールはアルコール分が90度以上のものであるため、アルコール事業法上の「アルコール」に該当します。帳簿の記載にあっては、使用に供していないアルコール（いわゆる新アルコール）の受け払いの状況と、回収アルコールとなったものの受け払いの状況とは、区分して整理してください。

注：アルコールの使用の過程で回収されるアルコール又はアルコール含有物がある場合でも、密閉化された生産ライン（アルコール使用設備）内で回収され、かつ、再使用されるものについては、回収アルコール等とは取り扱わないのでご注意ください。

(2) 帳簿のイメージ（アルコール事業法における許可使用者の法定帳簿のイメージ）

注：事業法における帳簿の様式は特に定めがないので、記載すべき事項が充足されていれば、自社の既存の帳簿（会計帳簿等を活用して、省令に定める事項をその帳簿に付記する等の方法でも結構です。

注文をした先の許可事業者を記載します。業務報告書の作成に必要です

アルコール現物の搬入を行った許可事業者を記載します
使用者自らが販売事業者等の貯蔵場所へ取りに行った場合は取りに行った先の販売事業者等を記載します

機械器具洗浄用は洗浄回数を記載します

譲受け・使用以外のアルコールの増減は「その他」「備考」の欄を使って整理します

アルコール使用簿（仮称）

年月日	受 入		数 量 リットル	使 用		製 品 出 来 製造年月日	数 量 リットル・kg	そ の 他		在 庫 数 量 リットル	備 考
	相手方 (許可番号)	搬入担当事業者 (許可番号)		使用 方法整理 番号、製品名	数 量 リットル			増 リットル	減 リットル		
										194	前月からの繰越在庫
2021. 9. 3				No10 充填機	2	2021. 9. 3	1 回			192	
9. 4				No1 麦みそ	29	9. 4	1,108kg			163	
9. 6				No1 麦みそ	55	9. 7	2,120kg			108	
9. 7				No3 しょうゆ	100	9. 7	4,350ℓ		8	0	欠減 8リットル
9. 12	株式会社 2-6-77777	〇〇アルコール販売株式会社 2-3-000〇〇	400								
								200		600	山陰工場から移入 200リットル
9. 17				No1 麦みそ	62	9. 17	2,417kg				
				No2 米みそ	64	9. 17	2,620kg			474	
9. 19	△△△△株式会社 2-6-66666	同左	180							654	
9. 20				No3 しょうゆ	150	9. 21	5,080ℓ			504	
9. 25								400		104	岡山工場へ移出 400リットル
9. 27				No10 充填機	4	9. 27	2 回			100	
9. 28				No1 麦みそ	58	9. 28	1,980kg			42	
9 月計	株式会社 2-6-77777 △△△△株式会社 2-6-66666	〇〇アルコール販売株式会社 2-3-000〇〇 同左	400 180	No1 麦みそ No2 米みそ No3 しょうゆ No10 充填機	204 64 250 6		7,625kg 2,620kg 9,430ℓ 3 回				その他増内訳 山陰工場から移入 200リットル その他減内訳 欠減 8リットル 岡山工場へ移出 400リットル
	受入量計		580	使用量計				200	408	42	
累 計 (4月～9月)	株式会社 2-6-77777 △△△△株式会社 2-6-66666	〇〇アルコール販売株式会社 2-3-000〇〇 同左	2,000 1,350	No1 麦みそ No2 米みそ No3 しょうゆ No10 充填機	967 242 1,300 26		36,562kg 10,098kg 61,900ℓ 13 回				前年度から繰越 0リットル その他増内訳 山陰工場から移入 200リットル その他減内訳 欠減 32リットル 岡山工場へ移出 940リットル 収去(収去番号01-6-001) 1リットル
	受入量累計		3,350	使用量累計				200	973	42	

定期の業務報告について（法第30条で準用する法第9条第2項、省令第35条）

☆業務報告書にはアルコールの売買等に関する年間取引（売買のほか、無償での搬出入・自社間回送等含む）をコード順に記載

この報告書は、許可使用者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するもので、仮に、前年度にアルコールの買い受けや使用の実績がない場合でも報告書の提出は必要です。

◇提出書類：アルコール使用業務報告書（省令様式第46）

アルコール譲受け一覧表（省令様式第47）

(1) 業務報告書記載事項 ※P14～16の記載例も参考にしてください。

①【前年度からの繰越に関すること】

前年度分の報告における「前年度からの繰越」であるので、昨年4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

②【アルコールの増加に関すること】

前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

増加コード番号表

コード	摘要	サブコード	摘要
1	譲受	なし	
2	移入	事業場整理番号（2桁）を記載	
5	雑受	1	計量誤差増
		8	度数替え
		9	その他増

<摘要コード1 譲受>

有償・無償を問わず、アルコールを他人から受け取った場合に記載

※販売事業者たる親会社等から無償でアルコールの支給（所有権の移転を伴うもの）を受ける場合でも、「譲受」となります。

☆記載事項：「摘要コード番号」、「事項」、及び「1年間に譲り受けたアルコールの数量」

例 | 1 | 譲受 | 7, 510 |

<摘要コード2 移入>

自社の他の貯蔵所等からの移送受け入れを記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「移入元である自社の使用施設等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）」、「事項」、「移入元である自社の使用施設等の名称」、及び「1年間に移入したアルコールの数量」

例 | 2 | 03 | 移入 山陰工場から | 200 |

<摘要コード5 雑受>

譲受け、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加を記載。記載内訳は、次のとおり。

○サブコード1 計量誤差増

計量誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多くなった場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、及び「1年間に増加したアルコールの数量」

例 | 5 | 1 | 計量誤差増 | 20 |

○サブコード8 度数替え

当該アルコールより度数が高いアルコールを希釈等したことで当該度数のアルコールとした場合に記載

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為のみに限られます。アルコールを90度未満に希釈することは法律により制限されています。アルコールを濃縮して度数を高くする行為は「製造」にあたりますので、許可使用者は行えません。

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「度数替え前のアルコールの度数（「〇〇度から度数替え」等）」、及び「度数替え後のアルコールの数量」

例 | 5 | 8 | 度数替え(99度から) | 208 |

○サブコード9 その他増

それ以外の要因によりアルコールが増加した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「具体的要因」、及び「増加したアルコールの数量」

例 | 5 | 9 | その他増(温度補正) | 2 |

③【アルコールの減少に関すること】

前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

減少コード番号表

コード	摘要	サブコード	摘要
なし	使用	使用方法整理番号（5桁未満）を記載	
7	譲渡	1	許可事業者
		2	輸出
8	移出	事業場整理番号（2桁）を記載	
9	雑払	1	欠減
		2	亡失
		3	盗難
		4	廃棄
		5	収去
		8	度数替え
		9	その他

<摘要コード(なし) 使用>

許可を受けた用途又は物品製造のために払い出した（実際に生産工程等に投入した）アルコールについて記載

☆記載事項：「使用方法整理番号（サブコード番号欄に記入）」、「製品等の名称」、及び「サブコードごとに使用したアルコールの数量」

例 | 1 | 麦みそ | 2, 480 |

注1：アルコール事業法という使用は、

- ・アルコールを利用して目的とする製品等が生産されるまで
- ・回収アルコール等がある場合には当該回収アルコール等の適切な処分等がされるまでを指します。

注2：回収アルコール等を同一物品の製造に再使用する場合、一連の過程がアルコールの使用工程の一部とみなされるため、当該物品の製造に使用した未使用アルコールのみの数量を報告することになります。また、回収アルコール等を同一使用施設における他の物品の製造に再使用した場合も、一連の過程がアルコールの使用工程の一部とみなされるため、当該他物品の製造に使用した未使用アルコールのみの数量を報告することになります。

<摘要コード7 譲渡>

法第22条ただし書の規定による承認を受けて行うものに限る

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項（譲受人の許可番号及び事業場整理番号、譲渡承認を受けた年月日）」、及び「譲渡したアルコールの数量」

例	7: 1: 譲渡(株)〇化学(1-6-12345-02)へ R4.1.23中国局承認	9.0
例	7: 2: 輸出(Thaiche.co)へ	1,000

<摘要コード8 移出>

自社の他の使用施設への移送払い出しを記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「移出先である自社の使用施設等の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）」、「事項」、「移出先である自社の使用施設等の名称」、及び「1年間に移出したアルコールの数量」

例	8:04: 移出 岡山工場へ	1,200
---	----------------	-------

<摘要コード9 雑払>

譲渡、移出以外でのアルコールの減少を記載。記載内訳は次のとおり

・サブコード1 欠減

蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる滅失・喪失等を記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）」、及び「1年間に減少したアルコールの数量」

例	9: 1: 欠減(作業欠減)	78
---	----------------	----

・サブコード2 亡失

事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る）等を記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「経済産業局への報告年月日」、及び「亡失したアルコールの数量」

例	9: 2: 亡失 R4.2.23九州局報告	50
---	-----------------------	----

・サブコード3 盗難

アルコールの盗難の場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「経済産業局への報告年月日」、及び「盗み取られたアルコールの数量」

例	9: 3: 盗難 R4.2.22近畿局報告	200
---	-----------------------	-----

・サブコード4 廃棄

アルコールを廃棄した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「経済産業局への届出年月日」、及び「廃棄したアルコールの数量」

例	9: 4: 廃棄 R4.1.16中国局届出	400
---	-----------------------	-----

・サブコード5 収去

法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、分析を行うために必要な試料を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合に記載

☆記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「収去証の収去番号」、及び「収去されたアルコールの数量」

例	9: 5: 収去(03-06-05-002)	1
---	------------------------	---

・サブコード8 度数替え

当該度数のアルコールを90度以上の範囲において希釈・変性し、度数が変わった場合に記載（度数替え後のアルコールは、度数替え後の度数による報告書に記載する）

★記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「度数替え後のアルコールの度数（「○○度へ度数替え」等）」、及び「度数替えしたアルコールの数量」

例 | 9 | 8 | 度数替え(95度)へ | 24 |

・サブコード9 その他減

★記載事項：「摘要コード番号」、「サブコード番号」、「事項」、「具体的要因」、及び「減少したアルコールの数量」

例 | 9 | 9 | その他減(小数点以下端数処理) | 5 |

④【仕掛品のアルコールの数量】

「使用」に供したアルコールのうち、3月31日時点において未だ製品化されずに仕掛品となっているアルコールがある場合、当該仕掛品の中にあるアルコールの量を、使用方法の整理番号ごとに記載してください。

注：「仕掛品のアルコールの数量」は、「使用」の数量の内数となります。

⑤【製品の数量】

「使用」に供したアルコールを利用して4月1日から3月31日までに生産された製品等の数量を、使用方法整理番号ごとに記載してください。前年度から持ち越した仕掛品を用いて製造した製品も「製品の数量」に含まれます。その場合、その原料として使用したアルコールの使用量は、前年度の報告書にて「減」及び「仕掛品のアルコールの数量」として報告されているため、当該年度の報告書には記載しないでください。

注：3月31日時点においてアルコールが仕掛品となっている場合、報告書提出日までに当該仕掛品が製品化されても、その分は「製品の数量」には加えず、次年度（報告書提出日の年度）の報告書に記載していただくことにご注意ください。

⑥【翌年度へ繰越に関すること】

前年度分の報告における「翌年度へ繰越」であるので、本年3月31日の業務終了時に4月1日へ繰り越したアルコールの数量を記載してください。（例えば、2021年度の報告の場合、2022年3月31日の業務終了時点のアルコールの在庫数量を2022年度へ繰り越すことになります。）

(2) アルコール譲受け一覧表記載事項

業務報告書に記載した譲受の内訳を「使用施設別」、「アルコールの発酵・合成の別」及び「度数別」ごとに記載。

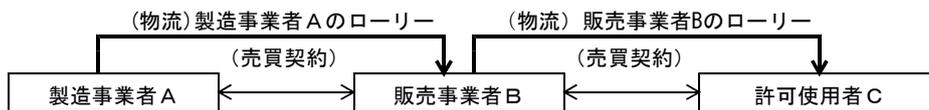
☆記載事項：「相手方の氏名又は名称」、「許可番号」及び「受入数量」

例 株式会社×××× ; 2-6-77777 ; 4,000

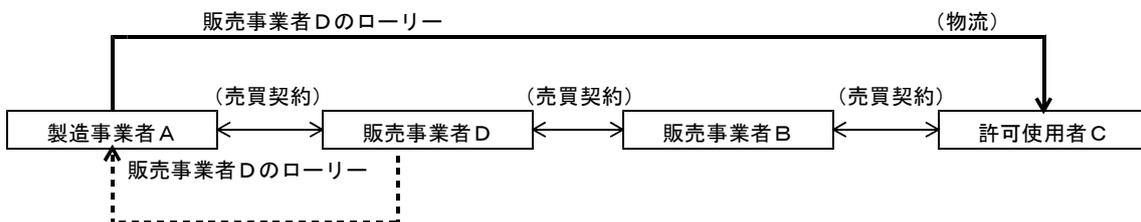
【引渡人の氏名又は名称】 【許可番号】

1年の間に譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の氏名または名称と許可番号を記載してください。この欄は法定帳簿の搬入担当事業者の場合と異なり、図1～3いずれの場合でも、引渡人は「販売事業者B」となります。

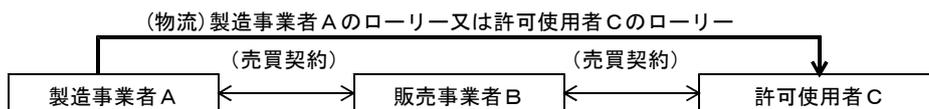
〈図1〉



〈図2〉



〈図3〉



【受入数量】

譲り受けた数量を1リットル単位で記載してください。

注. ここでいう「譲受け」には、販売事業者等からの譲受けのほか、法第22条ただし書の規定による承認を受けて行う他の許可使用者からの譲渡が含まれますので御注意ください。なお、同一事業者の他の使用施設からの移入は含まれません。

(3) アルコール使用業務報告書及びアルコール譲受け一覧表の記載例

(報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール使用業務報告書(表紙)>

様式第46(第35条第1項関係)

2022年04月25日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号 730-0012)

報告者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番地

電話番号 082(222)××××

商号、名称又は氏名

〇〇〇〇株式会社

(許可番号 1-6-888888)

法人の代表者の住所及び氏名

広島県広島市東区牛田×丁目×番地

代表取締役 経済 太郎

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2021年度アルコール使用報告書

- 1 本社工場 95度発酵
- 2 本社工場 96度合成
- 3 本社工場 99度発酵
- 4 岡山工場 95度発酵
- 5 山陰工場 95度発酵

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール使用業務報告書（使用報告書）>

当該使用施設の整理番号を記入し、
使用施設名を付記する

様式第46（第35条第1項関係）

太枠内は記入必須

2021年度アルコール使用報告書

- (1) 使用施設の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1-6-88888-01
95度
1 (1:発酵 2:合成)

本社工場

発酵アルコールの場合は1、
合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		仕掛品のアルコールの数量 (払出数量の内数) (リットル)	製品の 数量 (リットル・kg)	翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード			
0	1	譲受	7,510	1	麦みそ	50	91,140kg
	203	移入 山陰工場	200	2	米みそ	0	29,200kg
				3	しょうゆ	100	143,100ℓ
				10	充填機		28回
				804	移出 岡山工場		
				91	欠減 作業欠減		
				95	収去 収去番号03-06-05-002		
0		合計	7,710		合計	150	114

コード

サブコード

コード

サブコード

複数枚にわたる場合、
「前年度から繰越」、「数量の
合計」及び「翌年度へ繰越」欄
の合計値は最後のページにのみ
記入

アルコール明細書に記載した
ものと同一単位で記載する

<アルコール譲受け一覧表>

様式第47（第35条第1項）
アルコール譲受け一覧表

当該使用施設の名称を付記

当該使用施設の整理番号を記入

(1) 使用施設の名称
本社工場

(2) 度数
95度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別
1 (1:発酵 2:合成)

引渡人の氏名又は名称	許可番号	受入数量(リットル)	摘要
株式会社××××	2-6-77777	4,000	
△△△△株式会社	2-6-66666	3,510	
	-		
	-		
	-		
合計		7,510	

アルコールを発注した販売事業者を記入。搬入担当事業者とは異なる場合があります

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

複数枚にわたる場合、「数量の合計」欄は最後のページにのみ記入

◇アルコールの使用にあたって注意すべき事項

◇アルコールの使用にあたって注意すべき事項

1. 許可の条件（法第39条第1項）

アルコール使用許可書に付された条件を確認し、遵守してください。
条件は事業者ごとに異なりますが、以下にその主なものを示します。

＜違反した場合の罰則＞

30万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

【アルコールの廃棄の届け出】

アルコールを廃棄処分しようとするときは、**あらかじめ**廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、**経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと**。

注：回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）を廃棄しようとする場合でも、経済産業局長への届け出、経済産業局職員の立ち会いが必要となりますから、ご注意ください。

【特定アルコールとの区分蔵置】

特定アルコールを所持するときは、アルコールとは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。

【回収アルコール等に係る記帳】

回収したアルコール等の回収、精製、再使用、譲渡、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

【2-1 機械器具洗浄用に使用する場合の内部規則等の具備】

洗浄しようとする機械器具の洗浄方法及び頻度並びにその記録に関する事項に係る内部規則等を備えることとし、当該内部規則等に変更があったときは、遅滞なく経済産業局長に届け出ること。

2. アルコールの希釈の制限（法第35条、省令第40条）

許可使用者は以下の場合を除きアルコールを薄めてアルコール分を90度未満にすることはできません。

- ①その使用の過程において薄める場合
- ②アルコールの品質を検査するために薄める場合
- ③アルコールを廃棄するために薄める場合

＜違反した場合の罰則＞

200万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

3. 納付金制度（法第36条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、以下の場合には、罰則に加え、

【 】内の者に納付金の支払いが命じられますのでご注意ください。

納付金として徴収する額については、社会的公正の確保、違反行為の抑止の実効性確保の観点から、特定アルコールの価格の中に上乘せされる「加算額」に当該譲渡又は使用した数量を乗じて得た額に相当する額とされています。

- ①経済産業局長の承認を受けずにアルコールを譲渡した場合【譲渡した許可使用者】
- ②許可を受けた用途以外の用途にアルコールを使用した場合【当該使用した許可使用者】

4. 立入検査（法第40条）

アルコール市場の流通秩序の維持・確保を図る観点から、経済産業省担当職員は、許可された工業用アルコールの製造・輸入・販売・使用（承認試験研究製造、承認輸入を含む）に関して必要な限度において、その許可された事業場に立入り、

- ・アルコール、酒母、もろみ、機械、器具、帳簿、書類その他を検査し、
- ・関係者に質問し、
- ・分析のための必要最小限度の分量に限りアルコールその他の必要な試料を収去します。

なお、立入検査における主な検査内容は以下のとおりです。

- (1)書類検査（法定帳簿、業務報告書等の内容確認、関係書類との突合 等）
- (2)現場検査（アルコール使用製品の製造状況、製造場所、設備の確認）
- (3)保管状況検査（アルコールの保管場所・保管状況・在庫数量の確認 等）
- (4)その他（アルコール流通管理・販売状況等に係るヒアリング 等）

また、立入検査に際し準備すべき書類、帳簿等は以下のとおりです。これらについては、求められたらすぐに提出できるよう、日頃から整理しておいてください。

- (1)法定帳簿（アルコール使用簿）

※法定帳簿は5年間保存する義務がありますが、検査時は前回立入検査～今回検査日時点までの法定帳簿をご用意いただければ結構です。

- (2)アルコール購入・販売に関する会計関係書類(納品伝票、請求書、買掛・売掛帳 等)
- (3)アルコール使用に関する書類（製造日誌、製造記録簿 等）
- (4)アルコール使用マニュアル（本冊子）
- (5)アルコール使用許可申請書(写)及び添付書類(アルコール使用明細書、製造設備・計測機器一覧等)の写し

立入検査において法違反行為が判明した場合は、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

- ・違反行為の内容、罰則の内容、関係条文については21頁、22頁を御覧ください。

許可使用者に係る罰則について

①（3年以下の懲役／300万円以下の罰金（併科あり）） [法第46条関係]

- ・無許可製造、無許可輸入（必要的没収・追徴あり。未遂についても罰する。）

②（1年以下の懲役／100万円以下の罰金（併科あり）） [法第47条関係]

【納付金^{注1}対象行為】（必要的没収あり。）

- ・製造事業者、輸入事業者、販売事業者の無許可使用
- ・無承認の、又は無許可事業者へのアルコールの譲渡（横流し）
- ・許可を得ている用途外への使用

【納付金対象外行為】

- ・密造・密輸アルコールの所持、譲渡、譲受
- ・（一般人の）無許可譲渡
- ・（一般人の）無許可使用（以上、必要的没収あり）
- ・下記のいずれかに基づく許可の取消し又は事業停止命令違反
 - ・法、法に基づく命令・処分・条件に違反
 - ・欠格該当者^{注2}になったとき
 - ・2年以上使用実績がないとき
 - ・不正に使用許可や変更許可をうけたとき
 - ・変更許可を受けずに許可事項を変更したとき

③（200万円以下の罰金） [法第48条関係]

- ・使用方法の無許可変更、又は使用方法の変更を伴う設備能力・構造等の無許可変更（無許可用途変更（＝用途外使用）を除く。）
- ・アルコールの希釈の制限違反

④（100万円以下の罰金） [法第49条関係]

- ・業務改善命令違反

⑤（30万円以下の罰金） [法第50条関係]

- ・使用許可や変更許可（又は承認）に付された条件違反

⑥（20万円以下の罰金） [法第51条関係]

- ・帳簿作成・保存義務違反等
- ・報告義務違反、虚偽の報告等
- ・立入検査の妨害等
- ・アルコール等の亡失、盗難時に係る検査受認義務違反等

⑦（①～⑥の違反行為に対する両罰規定） [法第52条関係]

⑧（10万円以下の過料） [法第53条関係]

- ・届出義務違反等

（注1）納付金：違反に係るアルコール数量に、酒税法と連動した加算額を乗じて得た金額を国庫へ納付すること

（注2）欠格該当者：主として酒税法に違反して間もない者

アルコール事業法の違反行為、罰則、関係条文

違反行為	罰則内容、関係条文（抜粋）
○無許可でのアルコール製造又は輸入（未遂罪も同様）	<ul style="list-style-type: none"> ・左記項目に違反した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法46条） ・また犯罪に係るアルコール及び製造機械等は没収。没収できない場合はその価格を追徴。（法46条）
<p>○下記について変更許可申請が提出されていない</p> <p>：・使用施設ごとのアルコール用途変更</p> <p>○下記のいずれかに基づく許可の取消し又は6ヶ月以内の事業停止命令違反</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法、法に基づく命令・処分・条件に違反 ・欠格該当者になったとき ・2年以上使用実績がないとき ・不正に使用許可、変更許可を受けたとき ・変更許可を受けずに変更したとき <p>○アルコールの無許可使用（法27条1項）</p> <p>○密造又は密輸アルコールの所持、譲渡、譲受（法第38条）</p> <p>○アルコールの無許可譲渡、アルコールの譲渡制限違反（横流し）。（法22条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可使用者は、法第26条2項6号に掲げる事項を変更しようとするときは、大臣の許可を受けなければならない（法30条で準用する法8条1項） ・製造事業者、販売事業者、輸入事業者でなければ、アルコールを譲渡してはならない。但し、許可使用者が大臣の承認を受けて譲渡する場合はこの限りではない。（法22条但し書き） ・左記項目に違反した者は1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（法47条） ・また、犯罪に係るアルコール及びその容器は没収（法47条2項） ・アルコールの無許可使用（一般人を除く）は納付金の徴収。（法36条）
<p>○下記について変更許可申請が提出されていない</p> <p>：・使用施設ごとのアルコールの使用方法の変更並びに使用施設の能力・構造、貯蔵設備ごとの能力・構造の変更</p> <p>○使用原単位が許可事項と乖離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可使用者は、法第26条2項6号に掲げる事項を変更しようとするときは、大臣の許可を受けなければならない（法30条で準用する法8条1項） ・無許可で使用施設ごとのアルコール使用方法並びに設備の能力／構造を変更した者は200万円以下の罰金に処する。（法48条）
○アルコールを90度未満に希釈（使用過程において希釈する場合を除く）（法35条）	<ul style="list-style-type: none"> ・違反した者は200万円以下の罰金に処する。（法48条5号）
○業務改善命令（法第10条）に違反したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・左記命令に違反したものは100万円以下の罰金に処する。（法49条）
<p>○許可条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール廃棄届出書が提出されていない ・特定アルコールと一般アルコールを区分蔵置していない（但し帳簿で管理する場合は不要） ・回収アルコールに係る帳簿を作成していない。又は5年間保存されていない。 ・回収アルコール含有物の性状が酒類の原料に不正に使用される恐れのないものでなければならない。 ・回収アルコール等を使用していないアルコールと区分蔵置していない。 ・回収アルコール含有物廃棄処分届出書が提出されていない。 ・機械器具洗浄用の内部規則が整備されていない。又は内部規則等に変更があったが局長に届け出していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可には条件を付し及びこれを変更することができる。（法39条） ・許可条件に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。（法50条）
<p>○法定帳簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定帳簿を作成していない。 ・過年度の帳簿を保存していない。 ・法定帳簿の記載事項に不備がある。 ・法定帳簿と業務報告書が整合しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可使用者は省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し省令34条1項で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（法30条で準用する法9条1項） ・帳簿は5年間保存しなければならない。（省令34条1項） ・帳簿の記載事項・・・アルコールの度数、種別、移入年月日、引渡人名・許可番号、使用アルコール数量、使用年月日、製品数量等（省令34条1項） ・帳簿を備えず、規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は20万円以下の罰金に処する。（法51条1号）
<p>○業務報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書が未提出 ・業務報告書の記載事項に不備がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可使用者は、毎年5月末日までに、その業務に関し大臣に報告しなければならない。（法30条で準用する法9条2項、省令35条） ・報告をせず、又は虚偽の報告をした者は20万円以下の罰金に処する。
○欠減	<ul style="list-style-type: none"> ・欠減の理由に合理性がない。
○アルコールの在庫	<ul style="list-style-type: none"> ・実在庫と帳簿在庫が相違している
○亡失（盗難）報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・亡失（盗難）報告書が提出されていない。
<p>○変更届出（事後届出）が提出されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商号、名称又は氏名及び住所の変更（法26条2項1号） ・法人の場合、代表者の氏名及び住所の変更（法26条2項2号） ・未成年者等の場合、法定代理人の氏名、商号または名称及び住所。法定代理人が法人である場合その代表者の氏名及び住所の変更（法26条2項3号、4号） ・現に営んでいる他の事業の変更（法26条2項8号、省令31条2項） ・アルコールの用途又は使用方法を伴わない変更 [例えば使用施設の能力・構造の変更]（法30条で準用する法8条2項） <p>○変更届出（事前届出）が提出されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所・アルコールの使用施設及び貯蔵設備の所在地の変更（法26条2項5号） ・使用開始の予定年月日の変更（法26条2項7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可使用者は、法26条第2項1号から4号、8号の事項及び省令で定める軽微な変更（アルコールの用途又は使用方法を伴わない変更）しようとするときはあらかじめ、その旨を大臣に届け出なければならない。（法30条で準用する法8条2項） ・届出をせず又は虚偽の届出をした者は10万円以下の過料に処する。（法53条）
○事業承継の届出がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・許可事業者の地位を承継した者は遅滞なく、その旨を大臣に届出なければならない。（法30条で準用する法7条2項） ・違反したものは10万円以下の過料に処する。（法53条）
○事業廃止の届出がされていない	<ul style="list-style-type: none"> ・許可事業者はその使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大臣に届出なければならない。（法30条で準用する法11条1項） ・違反したものは10万円以下の過料に処する。（法53条）

登録免許税について

平成18年4月1日以降、許可使用については、以下の場合に登録免許税がかかります。

- ①新たにアルコール使用許可を取得する場合
- ②現在取得している使用許可の「用途」以外に、新たな「用途」について追加変更申請許可を得る場合（用途の増加）

②について、「用途」とは次ページにある64種類の許可内容の分類のことで、当初許可申請時に必ず選択（複数もあり）して許可を取って頂いています。

①②について登録免許税の税額は1万5千円です。納付期限は許可日から1月以内です。

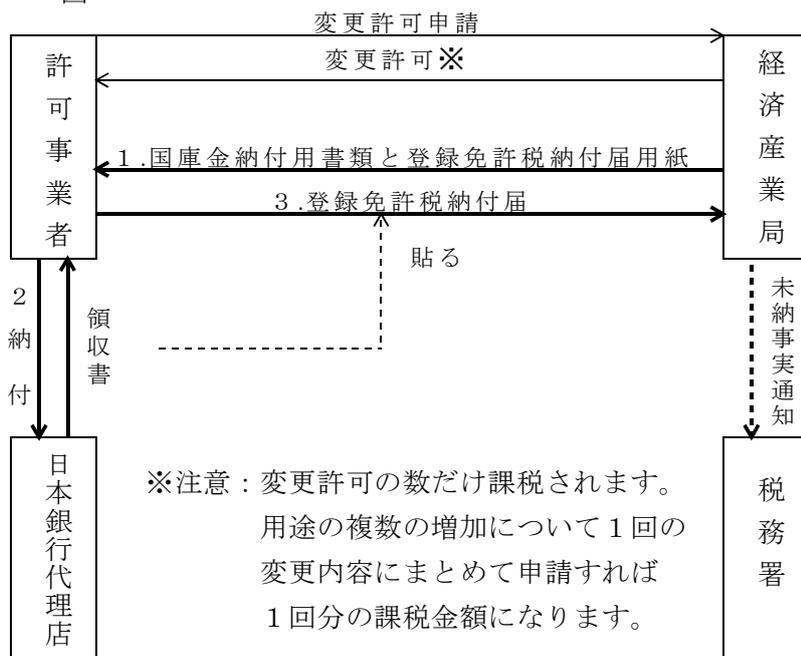
②について、用途の増加は使用施設ごとです。

- ・既に2工場使用許可を得ており、1工場で新たな用途の製品の製造を開始する。
- ・使用施設を追加する。（工場を新設する） といった場合は課税されます。

該当する場合、

1. 許可後に当局から
 - ・国庫金納付用書類 と ・登録免許税納付届用紙 を送付します。
2. 国庫金納付用書類を日本銀行又はその代理店（郵便局含む）に持って行き現金（1万5千円）を納付してください。
3. 領収証書の正本を、登録免許税納付届の裏面に貼付の上、当局まで御返送下さい。
4. 期限までに納付がない場合、経済局から税務署へその旨通知いたします。

納付のフロー図



アルコール用途一覧表

1-1	基礎有機薬品	1-34	その他の水産加工品
1-2	環式有機工業薬品	1-35	みそ
1-3	鎖式有機工業薬品	1-36	しょうゆ
1-4	工業用化学製品	1-37	ソース
1-5	アルコール食品防腐剤	1-38	食酢
1-6	香料	1-39	うま味調味料
1-7	染料（天然染料を除く）	1-40	調味料関連製品
1-8	火薬類	1-41	その他の調味料及びスープ
1-9	合成樹脂及びその他のプラスチック	1-42	調理食品
1-10	塗料、シンナー及び関連製品	1-43	他に分類されない食料品
1-11	農薬	1-44	アルコールを含む飲料(医薬用を除く)
1-12	その他の基礎化学製品	1-45	製造たばこ
1-13	アルコール化学溶剤	1-46	神経系及び感覚器官用医薬品
1-14	植物性製造飼・肥料	1-47	個々の器官系用医薬品
1-15	動物性製造飼・肥料	1-48	代謝用医薬品
1-16	配合・混合飼料及び飼料添加物	1-49	組織細胞機能用医薬品
1-17	動植物油脂ろう及びその誘導製品	1-50	生薬及び漢方処方に基づく医薬品
1-18	でん粉	1-51	病原生物に対する医薬品
1-19	はちみつ	1-52	治療を主目的としない医薬品
1-20	野菜加工品	1-53	麻薬
1-21	果実加工品	1-54	動物に使用する医薬品及び関連製品
1-22	香辛料	1-55	化粧品
1-23	めん、パン類	1-56	歯みがき
1-24	穀類加工品	1-57	石けん(シャンプーを除く)
1-25	菓子類	1-58	家庭用合成洗剤
1-26	豆類の調整品	1-59	家庭用化学製品(包装されたもの)
1-27	その他の農産加工品	1-60	写真用品
1-28	肉製品	1-61	酒類原料用(連続式蒸留機による蒸留して使用するもの)
1-29	酪農製品	1-62	酢酸エチルアミン製造用(エタノール法により製造するもの)
1-30	加工卵製品	1-99	その他の物品
1-31	その他の畜産加工製品	2-01	機械器具洗淨用
1-32	加工魚介類	3-01	試験研究用
1-33	加工海藻類	4-01	揮発油混合用

○例えば、現在「1-36しょうゆ」の1種類のみ用途で使用許可を得ている。新製品として“めんつゆ”製造を考えており、アルコールを使用したい。この場合「1-40調味料関連製品」の用途の追加申請が必要になります。

◇許可後に必要に応じて行う手続き

◇許可後に必要に応じて行う手続き

1. 許可事項の変更（法第30条で準用する法第8条第1項及び第2項、省令第36条で準用する省令第6条及び第8条）

許可使用者が許可を受けて事業を開始した後、提出している許可申請書に記載した事項に変更がある場合には、次のとおり**変更許可を受け又は変更届出を行うことが義務づけられています**。

(1) 許可事項の変更許可申請

アルコールの用途又は使用方法を変更（追加を含む）しようとするとき、使用設備、貯蔵設備の能力及び構造（使用施設ごとのアルコールの用途又は使用方法の変更の伴うもの）を変更しようとするときは、**実際に変更をする前に、経済産業局長の許可を受ける必要があります**。

現在取得している使用許可の用途以外に新たな用途について追加許可を受けた場合は**登録免許税**の納付が必要です。詳細は23ページを御覧ください。

許可事項変更許可申請書が経済産業局に到着して内容審査が終了し、許可されるまで通常**3週間程度を要します**ので、変更が必要な場合は、**相当期間を考慮して手続き**をしてください。

- ◇ 申請書：アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書（様式第52）
- ◇ 添付書類：（以下のうち変更事項に関係するもの）
 - ①アルコール貯蔵設備の構造図
 - ②アルコールの受払に使用する計測機器に関する書類（機器の名称・形式・基数の一覧表）
 - ③アルコールの移送配管内の容積計算書
 - ④使用施設ごとの図面及び使用設備その他の設備の配置図
 - ⑤アルコール使用明細書（省令様式第44）等
- ◇ 申請書類の提出先：経済産業局長

＜違反した場合の罰則＞
変更許可申請：200万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります

＜変更許可申請書記載事項＞

次頁の例を参考に記載してください。

変更事項の記載例

- ①新たな用途にアルコールを使用する場合 「用途の追加」
 - ②既に許可を得ている用途での新商品の製造する場合 「使用方法の追加」
 - ③既に登録してある製品の使用原単位を変更する場合には、「整理番号〇〇番、製品名〇〇の使用原単位の変更」
 - ④新たな使用施設(工場など)でアルコールを使用する場合 「使用施設の追加」
 - ⑤①～③の変更に伴い使用設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の能力変更」と付記
 - ⑥①～③の変更に伴い使用設備の構造を変更する場合には、末尾に「及び使用設備の構造変更」と付記
- ※使用設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。
- ⑦①～③の変更に伴い貯蔵設備の能力を変更する場合には、末尾に「及び貯蔵設備の能力変更」と付記
 - ⑧①～③の変更に伴い貯蔵設備の構造を変更する場合には、末尾に「貯蔵設備の構造変更」と付記
- ※貯蔵設備の構造変更の内容が追加のみである場合は（追加）と、削除のみである場合は（削除）と付記してください。

＜許可事項変更許可申請書記載の説明＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿

申請書を実際に提出する日を記載

申請者が個人の場合
 (郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 許可番号をお忘れなく ↓
 (許可番号 1-6-0〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産味噌醤油株式会社
 許可番号をお忘れなく ↓
 (許可番号 1-6-0〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

法人の代表者の個人宅住所を記載

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用施設ごとに変更内容を記載 2種類以上の変更の場合①、②と項目別に記載
使用施設の名称及び所在地	①用途の追加及び使用設備の構造の変更 ②使用方法の追加 ③アルコール使用原単位の変更 経産味噌醤油株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号 変更しようとする使用施設の名称と所在地を記載(名称と事業場整理番号でも可)
変 更 前	③整理番号 1 [製品名] アルコール使用原単位 0.0340/kg 変更前の事項を記載。 ①、②については「追加」なのでこの欄については記載不要
変 更 後	① 1-35みそ 整理番号 4 [製品名] を追加 ② 整理番号 3 [製品名] を追加 ③ 整理番号 1 [製品名] アルコール使用原単位 0.0400/l 「変更事項」欄の項目番号順に変更しようとする事項を記載。書ききれない時は別紙を添付 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり、このように記載
変 更 予 定 年 月 日	実際に変更する日を記載してください し後述する資料(例32~37頁)を添付する
変 更 の 理 由	①、② アルコールの使用を拡大したいため ③ アルコール添加量の変更及び生産量を0で管理するため 変更理由を簡潔に

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○変更許可申請書記載例

注意：記載数値や図面は架空のものです。

＜許可事項変更許可申請書記載例（しょうゆ [原材料より]、みそ）＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産味噌醤油株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	①用途の追加及び使用設備の構造の変更 ②使用方法の追加 ③アルコール使用原単位の変更
使用施設の名称及び所在地	経産味噌醤油株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	③整理番号 1 濃口醤油(桜)アルコール使用原単位 0.0340/kg
変 更 後	① 1 - 3 5みそ 整理番号 4 麦みそ を追加 ②整理番号 3 淡口醤油 を追加 ③整理番号 1 濃口醤油(桜) アルコール使用原単位 0.0400/ℓ 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 (許可後)
変 更 の 理 由	①、② 新製品製造のため ③ アルコール添加量の変更及び生産量をℓで管理するため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付書類：設備例（しょうゆ、みそ）

(別添)

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧（追加）

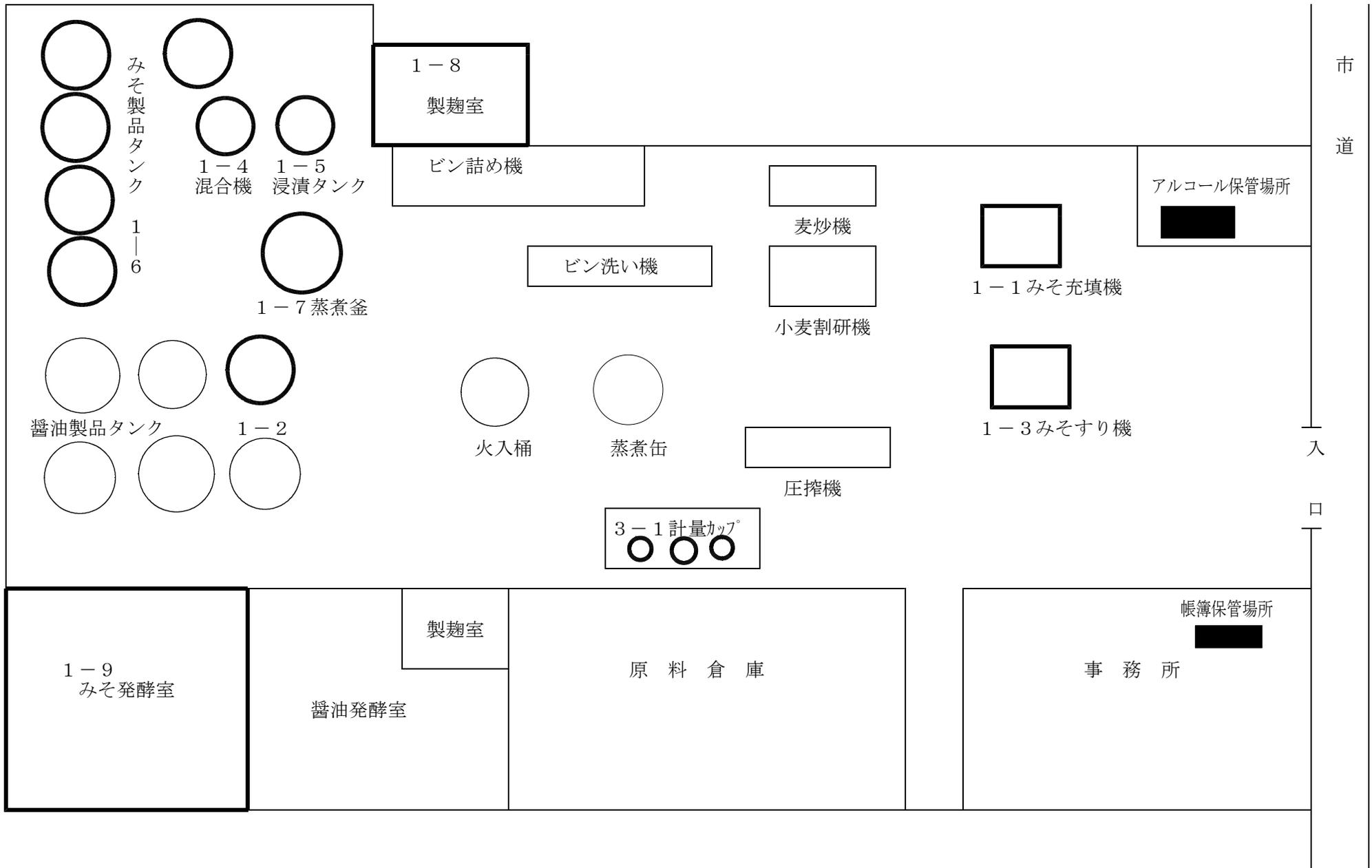
連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	みそ充填機	90kg/時充填	1	追加
2	醤油製品タンク	3,000L	1	追加
3	みそすり機	700kg/時	1	追加
4	混合機	100kg/分	1	追加
5	浸漬タンク	1,000L容量	1	追加
6	みそ製品タンク	1,000L容量	5	追加
7	蒸煮釜	500kg/回	1	追加
8	製麹室		1	追加
9	みそ発酵室		1	追加

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考

3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧（追加）

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	計量カップ	2.0L 最小目盛 100ml	1	追加
		1.8L 最小目盛 "	1	追加
		1.0L 最小目盛 50ml	1	追加



○添付書類：明細書例（しょうゆ [原材料より]、みそ）

様式第44（第31条第1項第3号関係）

アルコール使用明細書

整理番号 1、3

用途		1-36しょうゆ		製造・使用方法		
製品名		別紙のとおり		製造・使用方法の説明		
製品の用途		しょうゆ		熟成もろみを圧搾した生揚（生醤油）を食塩水で成分調整して火入れをする。火入れ後添加物と一緒にアルコールを添加・攪拌し冷却、おり引後検査し充填・製品とする。		
発酵アルコール又は合成アルコールの別		発酵				
度数		95度				
アルコールの役割		原料・抽出・防腐 反応・精製・その他（ ） 溶剤・結晶		製造・使用工程		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分		使用量			
	原材料使用構成	アルコール(A)	(kg)	リットル		
		回収アルコール	(kg)	リットル		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
	合計			(ℓ・kg)		
	製品出来高 (B)		(%)	(ℓ・kg)		
アルコール使用原単位 (A/B)		(リットル/リットル)	(リットル/kg)			
製品中のアルコール度数・含有率		度・重量立てで %				
回収アルコール等の有無		有・無				

(参考)

整理番号		_____				
製品名		生揚				
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール (A)	(_____ kg) (リットル)	(_____ kg) (リットル)	(_____ kg) (リットル)	(_____ kg) (リットル)	(_____ kg) (リットル)
	小麦	100 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	脱脂加工大豆	100 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	食塩	83 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	水	(330ℓ) 330 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	合計	613 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	製品出来高 (原材料合計に対する割合) (B)	(490ℓ) 515 (リットル・kg) (84%)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(リットル/リットル・リットル/kg)	(_____ %)
製品中のアルコール度数含有率	重量立てで _____ 度 %	重量立てで _____ 度 %	重量立てで _____ 度 %	重量立てで _____ 度 %	重量立てで _____ 度 %	重量立てで _____ 度 %

整理番号		1	3		
製品名		濃口醤油 (桜)	淡口醤油		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール (A)	23 (リットル) (18.7 kg)	15 (リットル) (12.2 kg)	(リットル) (kg)	(リットル) (kg)
	生揚	515 (リットル・kg) (490 ℓ)	53 (リットル・kg) (50 ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	水	70 (リットル・kg) (70 ℓ)	400 (リットル・kg) (400 ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	食塩	(リットル・kg)	60 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	アミノ酸	(リットル・kg)	360 (リットル・kg) (300 ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	その他添加物	100 (リットル・kg)	50 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	合計	703.7 (リットル・kg) (598 ℓ)	935.2 (リットル・kg) (794 ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	製品出来高 (原材料合計に対する割合) (B)	683 (リットル・kg) (580 ℓ) (97%)	907 (リットル・kg) (770 ℓ) (97%)	(リットル・kg) (%)	(リットル・kg) (%)
アルコール使用原単位 (A/B)	$0.040 \left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$0.019 \left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$\left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$\left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	
製品中のアルコール度数含有率	4度 重量立てで %	2度 重量立てで %	度 重量立てで %	度 重量立てで %	

整理番号 4

用途	1-35 みそ		製造・使用方法	
製品名	麦みそ		製造・使用方法の説明 1. 発酵・熟成の完了したみそにアルコールを添加する。 2. 混合機内で十分に攪拌する。	
製品の用途	みそ			
発酵アルコール又は合成アルコールの別	発酵		製造・使用工程	
度数	95度			
アルコールの役割	原料抽出防腐 反応精製防腐 溶剤結晶その他（ ）		<pre> graph TD subgraph Soybean_Path S1[大豆] --> S2[選別] --> S3[洗浄] --> S4[水浸漬] --> S5[蒸煮] --> S6[冷却] end subgraph Barley_Path B1[大麦裸麦] --> B2[精白] --> B3[洗浄] --> B4[水浸漬] --> B5[蒸煮] --> B6[冷却] end S6 --> M1[仕込混合] B6 --> M1 M1 --> M2[発酵熟成] M2 --> M3[掘出し] M3 --> M4[調製] M4 --> M5[包装] M5 --> M6[製品] M1 --> M7[種付] --> M8[製麹] --> M9[出麹] --> M10[塩切] M10 --> M1 M10 --> M11[食塩] M12[発酵菌] --> M13[種水] M13 --> M1 M14[アルコール添加] --> M4 </pre>	
アルコールの度数	95度			
アルコールの役割	原料抽出防腐 反応精製防腐 溶剤結晶その他（ ）			
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量		
	アルコール(A)	(31.0kg) 38リットル		
	回収アルコール	(— kg) —リットル		
	大豆	390 (ℓ・kg)		
	塩	160 (ℓ・kg)		
	水	390 (ℓ・kg)		
	はだか麦	330 (ℓ・kg)		
	合計	1,301 (ℓ・kg)		
製品出来高 (B)	(100%) 1,301 (ℓ・kg)			
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル) (リットル/kg)	0.029		
製品中のアルコール度数含有率	度重量立てで2.4%			
回収アルコール等の有無	有・無			

＜許可事項変更許可申請書記載例（しょうゆ [生揚より]）＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産醤油株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	①使用方法の追加及び使用設備の追加 ②アルコール使用原単位の変更
使用施設の名称及び所在地	経産醤油株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	②整理番号 1 濃口醤油(緑)アルコール使用原単位 0.034ℓ/kg
変 更 後	①整理番号 2 淡口醤油 を追加 ②整理番号 1 濃口醤油(緑) アルコール使用原単位 0.040ℓ/ℓ 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 (許可後)
変 更 の 理 由	① 新製品製造のため ② アルコール添加量の変更及び生産量をℓで管理するため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付書類：設備例（しょうゆ）

（別添）

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧（追加）

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	醤油製品タンク	3,000L	1	追加

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考

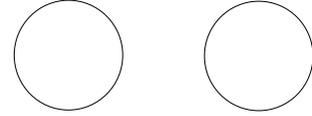
3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧（追加）

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	計量カップ	2.0L 最小目盛 100ml	1	

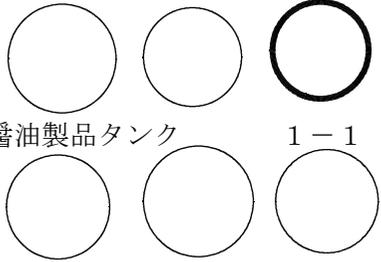
住居

駐車場

市道

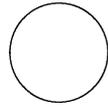


生揚タンク



醤油製品タンク

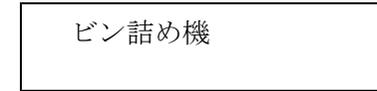
1-1



火入桶



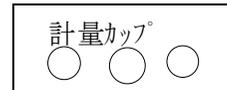
ビン洗い機



ビン詰め機

入

口



計量カップ

アルコール保管場所



原料倉庫

帳簿保管場所



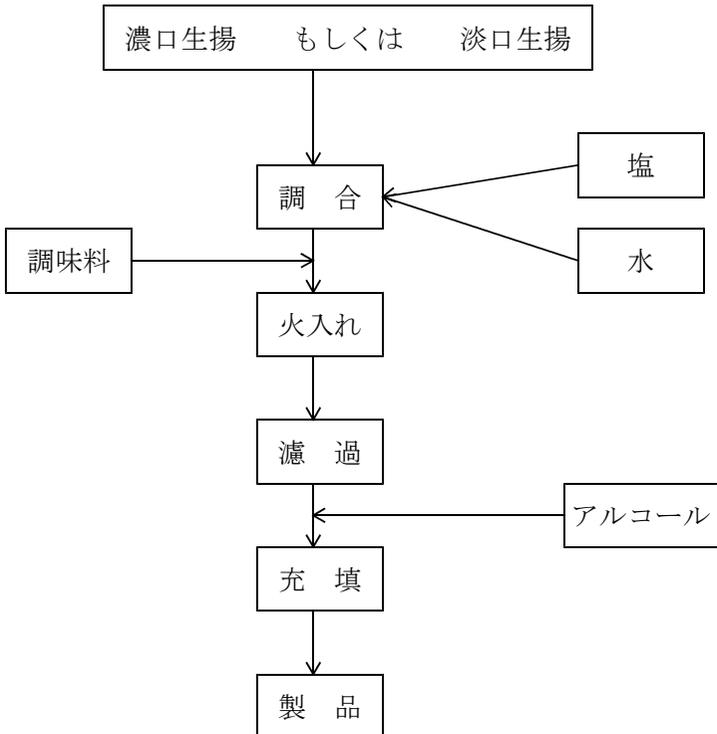
事務所

○添付書類：明細書例（しょうゆ [生揚より]）

様式第44（第31条第1項第3号関係）

アルコール使用明細書

整理番号 1、3

用 途	1-36 しょうゆ		製造・使用方法
製 品 名	別紙のとおり		製造・使用方法の説明 調合槽に濃口生揚（もしくは淡口生揚）、塩、水を入れて混合し、火入れ時に調味料を入れて、濾過し、アルコールを防腐として添加し、充填機にて容器に充填し製品とする。
製 品 の 用 途	しょうゆ		
発 酵 アルコール 又は 合成 アルコール の 別	発 酵		
度 数	95度		
アルコールの役割	原料・抽出・防腐 反応・精製 溶剤・結晶 その他（ ）		製造・使用工程 
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	
	アルコール(A)	(kg) リットル	
	回収アルコール	(kg) リットル	
		(ℓ・kg)	
	合 計	(ℓ・kg)	
製品出来高 (B)	(%)	(ℓ・kg)	
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル)	(リットル/kg)	
製品中のアルコール度数・含有率	度・重量立てで %		
回収アルコール等の有無	有・無		

整理番号		1	2		
製品名		濃口醤油（緑）	淡口醤油		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール（A）	23 (リットル) (18.7 kg)	15 (リットル) (12.2 kg)	(リットル) (kg)	(リットル) (kg)
	濃口生揚	515 (リットル・kg) (490ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	淡口生揚	(リットル・kg)	53 (リットル・kg) (50ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	水	70 (リットル・kg) (70ℓ)	400 (リットル・kg) (400ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	食塩	10 (リットル・kg)	60 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	アミノ酸	(リットル・kg)	360 (リットル・kg) (300ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	ほか調味料	100 (リットル・kg)	50 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	合計	713.7 (リットル・kg) (604ℓ)	935.2 (リットル・kg) (794ℓ)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	製品出来高（原材料合計に対する割合）（B）	683 (リットル・kg) (580ℓ) (96%)	907 (リットル・kg) (770ℓ) (97%)	(リットル・kg) (%)	(リットル・kg) (%)
アルコール使用原単位（A/B）	$0.040 \left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$0.019 \left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$\left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	$\left(\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{kg}} \right)$	
製品中のアルコール度数含有率	4度 重量立てで %	2度 重量立てで %	度 重量立てで %	度 重量立てで %	

＜許可事項変更許可申請書記載例（水産練製品）＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産蒲鉾株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用方法の追加及び使用設備の構造の変更
使用施設の名称及び所在地	経産蒲鉾株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	
変 更 後	整理番号3 かまぼこα を追加 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日（許可後）
変 更 の 理 由	新製品製造のため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付書類：設備例（水産練製品）

（別添）

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	播漬機	1 0 0 kg / h	1	
2	成型器	2 5 0 kg	1	
3	加熱器	3 0 0 kg / h	1	
4	冷却器	2 5 0 kg / h	1	
5	切断器	2 5 0 kg / h	1	
6	包装机（追加）	6 0 0 パック / h	1	追加

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考

3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧

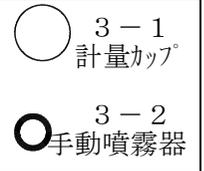
連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	計量カップ	2. 0L 最小目盛 1 0 0 m l	1	
2	手動噴霧器（追加）	2. 0L容量	1	追加

市 道

冷 蔵 庫

事 務 所

帳簿保管場所



1-1
播漬機

1-2
成型器

1-3 加熱器

1-4 冷却器

1-5
切断器

1-6
包装机

1-1

1-2

1-3

1-4

1-5

製品倉庫

アルコール保管場所

○明細書例（水産練り製品）
様式第44（第31条第1項第3号関係）

アルコール使用明細書

整理番号 3

用途	1-32加工魚介類		製造・使用方法
製品名	かまぼこα		製造・使用方法の説明 1. すりみに調味料等を加え混合する。 2. 混合したすりみを成型、加熱、放冷する。 3. 切断機で裁断後、アルコールを噴霧し、包装後、加熱・冷却し出荷する。
製品の用途	魚肉練り製品		
発酵アルコール又は合成アルコールの別	発酵アルコール		
度数	95度		
アルコールの役割	原料抽出防腐・反応・溶剤・精製・結晶・その他（ ）		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	
	アルコール(A)	(16.3kg) 20リットル	
	回収アルコール	(—kg) —リットル	
	魚肉すりみ	40 (ℓ・kg)	
	塩	2 (ℓ・kg)	
	調味料	3 (ℓ・kg)	
	その他添加物、水	60 (ℓ・kg)	
		(ℓ・kg)	
	合計	121.3 (ℓ・kg)	
	製品出来高 (B)	(82%) 100 (ℓ・kg)	
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル) (リットル/kg) 0.200		
製品中のアルコール 度数 含有率	度 重量立てで7% (流出分有)		
回収アルコール等の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		

＜許可事項変更許可申請書記載例（うに）＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産うに株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用方法の追加及び使用設備の構造の変更
使用施設の名称及び所在地	経産うに株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	
変 更 後	整理番号2 粒うにB 整理番号3 粒うにC を追加 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日（許可後）
変 更 の 理 由	新製品製造のため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付書類：設備例（うに）

（別添）

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

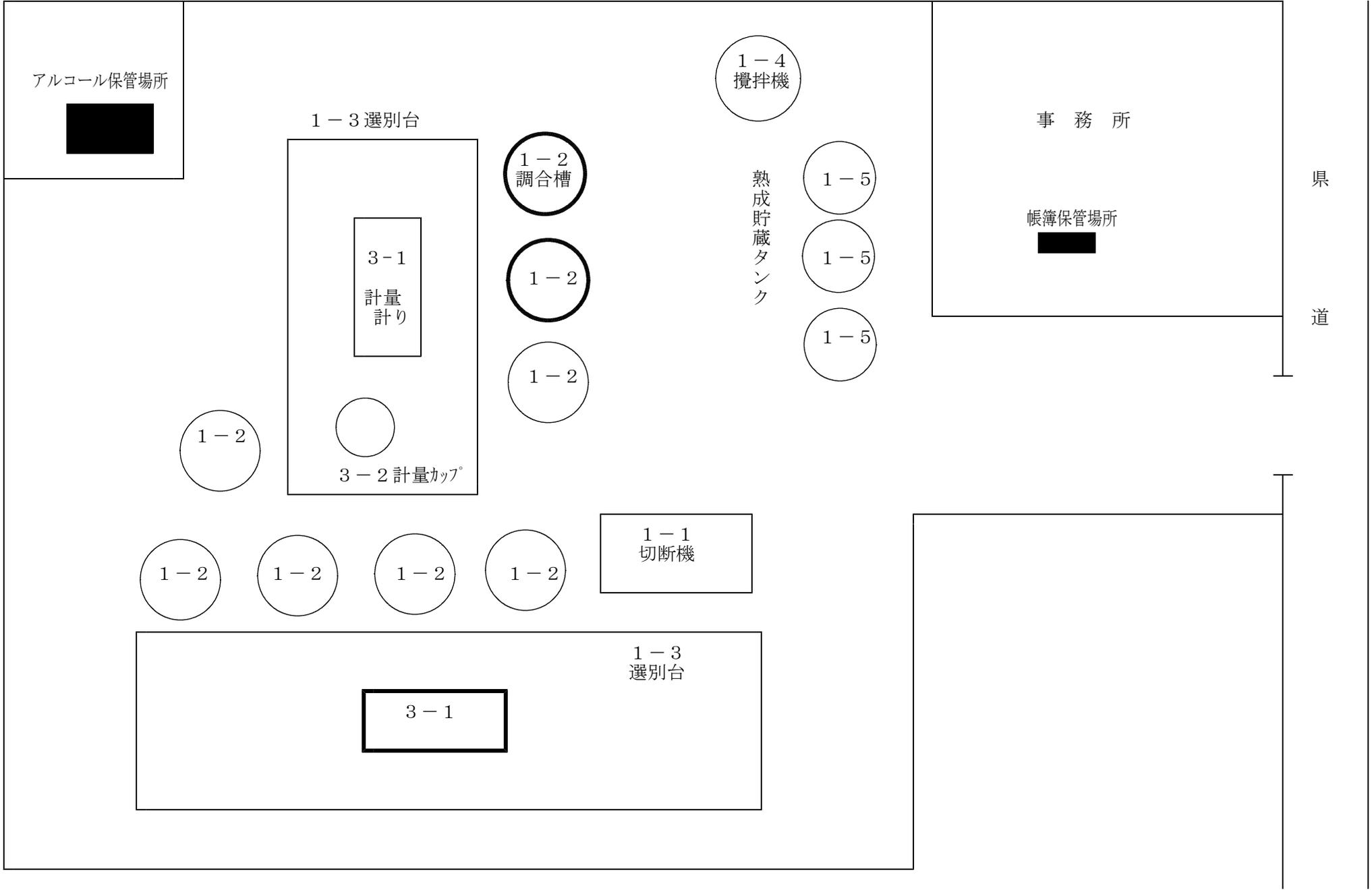
連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	切断機	容量 10 kg	1	2個追加
2	調合槽（2個追加）	φ400×H150	8	
3	選別台	W1000×L2000×H800	2	
4	攪拌機	90 kg	1	
5	熟成貯蔵タンク	φ500×H200	3	

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考

3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	計量計り（1個追加） 計量カップ	デジタル表示、8kg 最小1g 2L、最小目盛100ml	2	1個追加
2			1	



県
道

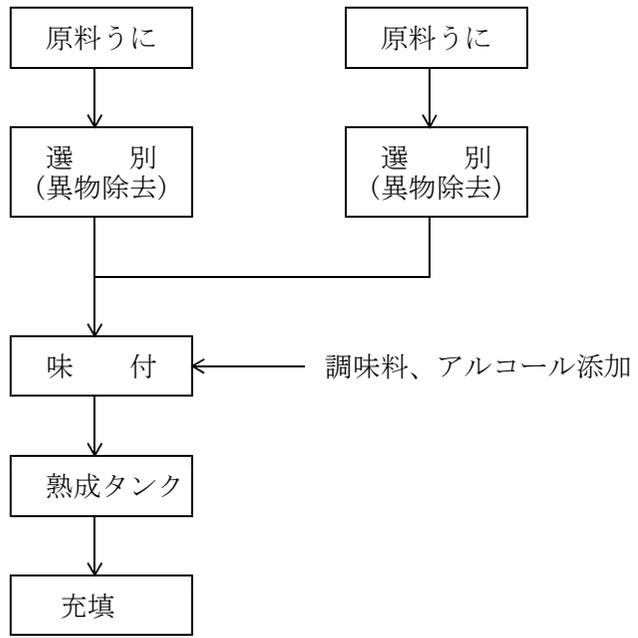
○明細書例（うに）

様式第44（第31条第1項第3号関係）

アルコール使用明細書

整理番号 2、3

用 途		1-32加工魚介類		製造・使用方法		
製 品 名		別紙のとおり		製造・使用方法の説明		
製 品 の 用 途		粒うに		1. 原料うにを調合槽で選別（異物除去）しブレンドする。 2. 上記1に調味料、アルコールを添加する。 3. 熟成タンクで熟成させた後、容器に充填する。		
発 酵 アル コ ー ル 又 は 合 成 アル コ ー ル の 別		発酵アルコール				
度 数		95度		製造・使用工程		
ア ル コ ー ル の 役 割		原料抽出防腐 ・ 反応 ・ 溶剤 ・ 精製 ・ 結晶 ・ その他（ ）				
ア ル コ ー ル 使 用 原 単 位 に 関 す る 事 項	原 材 料 区 分					
	原 材 料 使 用 構 成	ア ル コ ー ル (A)	(kg)	リットル		
		回 収 ア ル コ ー ル	(kg)	リットル		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
				(ℓ・kg)		
	合 計			(ℓ・kg)		
製 品 出 来 高 (B)		(%)	(ℓ・kg)			
ア ル コ ー ル 使 用 原 単 位 (A/B)		(リットル/リットル)	(リットル/kg)			
製 品 中 の ア ル コ ー ル 度 数 ・ 含 有 率		度 ・ 重 量 立 て で		%		
回 収 ア ル コ ー ル 等 の 有 無		有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				



整理番号		2	3		
製品名		粒うにB	粒うにC		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール (A)	0.3 (リットル) (0.24 kg)	0.6 (リットル) (0.49 kg)	(リットル) (kg)	(リットル) (kg)
	原料うに	2.5 (リットル・kg)	2.5 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	調味料	5 (リットル・kg)	4 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	その他	1 (リットル・kg)	0.5 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	合計	31.24 (リットル・kg)	29.99 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	製品出来高 (原材料合計に対する割合) (B)	31.24 (リットル・kg) (100%)	29.99 (リットル・kg) (100%)	(リットル・kg) (%)	(リットル・kg) (%)
アルコール使用原単位 (A/B)	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$ 0.010	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$ 0.020	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$	
製品中のアルコール度数含有率	重量立てで 0.76%	重量立てで 1.63%	重量立てで 度 %	重量立てで 度 %	

＜許可事項変更許可申請書記載例（めん）＞

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産めん株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用方法の追加及び使用設備の構造の変更
使用施設の名称及び所在地	経産めん株式会社 本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	
変 更 後	整理番号2 ゆでめん 整理番号3 中華そば を追加 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日（許可後）
変 更 の 理 由	新製品製造のため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付書類：設備例（めん）

（別添）

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

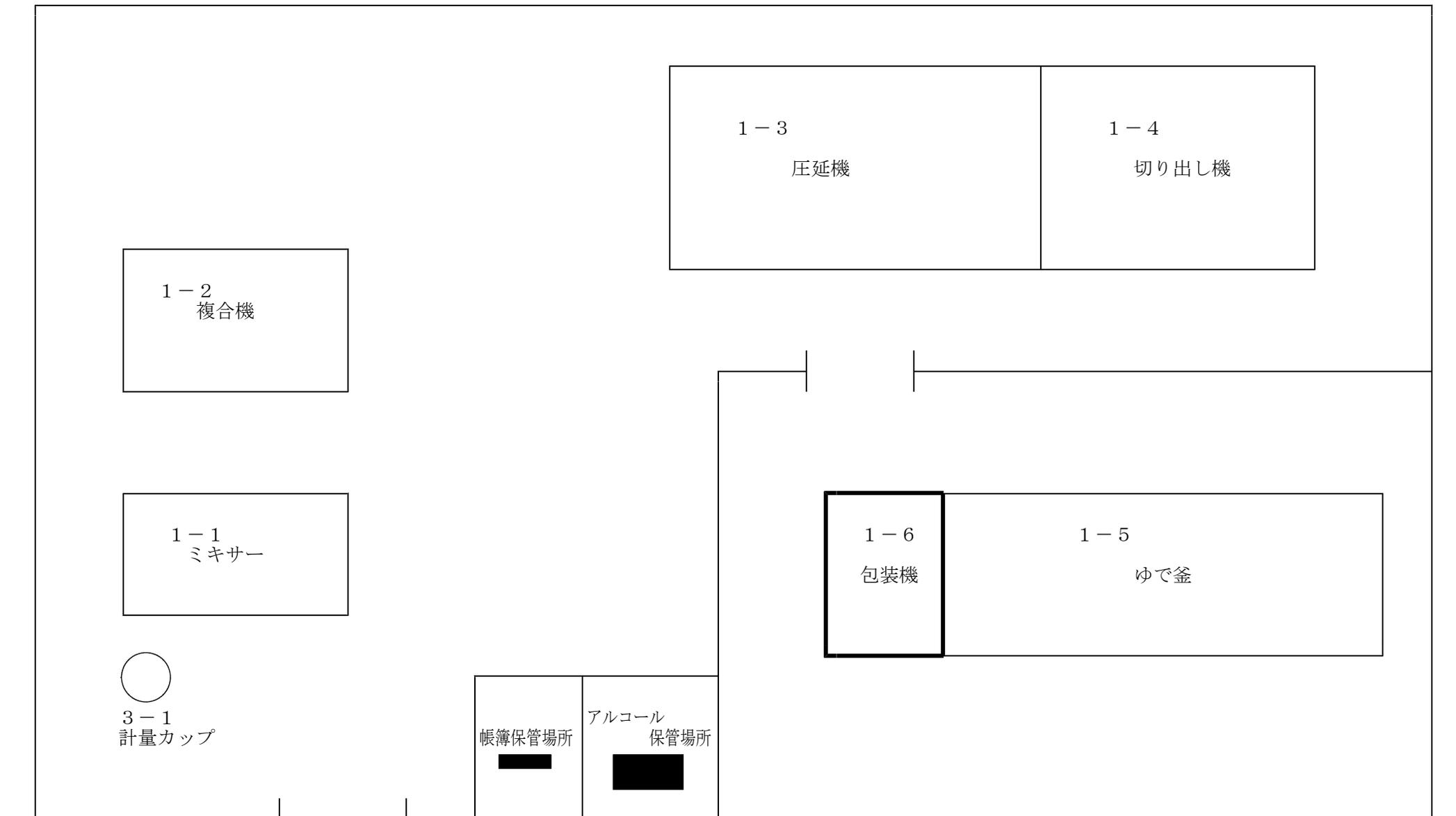
連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	ミキサー	400kg/h	1	
2	複合機	400kg/h	1	
3	圧延機	400kg/h	1	
4	切り出し機	450kg/h	1	
5	ゆで釜	600kg/h	1	
6	包装機（追加）	500kg/h	1	追加

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考

3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	計量カップ	2L、最小目盛100ml	1	



市道

整理番号 2、3

用途	1-23めん、パン類		製造・使用方法
製品名	別紙のとおり		製造・使用方法の説明 1. 原料及びアルコールを攪拌混合する。 2. 圧延しカットする。 3. (茹でる) 4. 計量、包装し製品とする。
製品の用途	めん		
発酵アルコール又は合成アルコールの別	発酵アルコール		
度数	95度		
アルコールの役割	原料抽出防腐 ・ 反応 ・ 溶剤 ・ 精製 ・ 結晶 ・ その他 ()		製造・使用工程 <pre>graph TD; A[小麦粉] --> B[ミキシング]; C[食塩] --> B; D[水・その他] --> B; E[アルコール] --> B; B --> F[圧延]; F --> G[切り出し]; G --> H[茹で]; H --> I[計量]; I --> J[包装]; J --> K[製品 (ゆでめん)]; G --> L[計量]; L --> M[包装]; M --> N[製品 (生めん)];</pre>
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分		
	アルコール(A)	(kg) リットル	
	回収アルコール	(kg) リットル	
		(ℓ・kg)	
	合計	(ℓ・kg)	
製品出来高 (B)	(%) (ℓ・kg)		
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル) (リットル/kg)		
製品中のアルコール度数・含有率	度・重量立てで %		
回収アルコール等の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		

整理番号		2	3		
製品名		ゆでめん	中華そば		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール (A)	1.5 (リットル) (1.2 kg)	2.5 (リットル) (2.0 kg)	(リットル) (kg)	(リットル) (kg)
	小麦粉	30 (リットル・kg)	60 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	食塩	2.1 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	水	12 (リットル・kg)	20 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	その他	0.5 (リットル・kg)	5 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
		(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	合計	45.8 (リットル・kg)	87.0 (リットル・kg)	(リットル・kg)	(リットル・kg)
	製品出来高 (原材料合計に対する割合) (B)	45.8 (リットル・kg) (100%)	87.0 (リットル・kg) (100%)	(リットル・kg) (%)	(リットル・kg) (%)
アルコール使用原単位 (A/B)	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$ 0.032	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$ 0.029	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$	$\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{リットル}} / \text{kg}$	
製品中のアルコール度数含有率	重量立てで 2.6%	重量立てで 2.3%	重量立てで 度 %	重量立てで 度 %	

<許可事項変更許可申請書記載例（試験研究用）>

〇〇年〇〇月〇〇日

中国経済産業局長 殿



申請者が個人の場合

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産 太郎
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)

(郵便番号 730-0012)
 申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
 電話番号 082 (224) 〇〇〇〇
 商号、名称又は氏名 経産研究株式会社
 (許可番号 1 - 6 - 0 〇〇〇〇〇)
 法人の代表者の住所及び氏名
 広島県中区幟町〇番〇号
 代表取締役 経産 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用方法の追加及び使用設備の構造の変更
使用施設の名称及び所在地	経産研究株式会社 広島県広島市中区上八丁堀〇番〇〇号
変 更 前	
変 更 後	整理番号 1 0 3 核酸 (DNA) を追加 追加する設備は別添「各設備の名称及び能力一覧」のとおり 製品の詳細はアルコール使用明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日 (許可後)
変 更 の 理 由	新しく研究に一般アルコールを使用するため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

○添付書類：設備例（試験研究用）

（別添）

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	遠心分離器	容量 1. 25 L	1	

2. 貯蔵設備の容量及び基数一覧

連番	設備名称	貯蔵の容量に係る事項	数量	備考
1	危険物倉庫	400 L	1	設置場所については当初申請のとおり

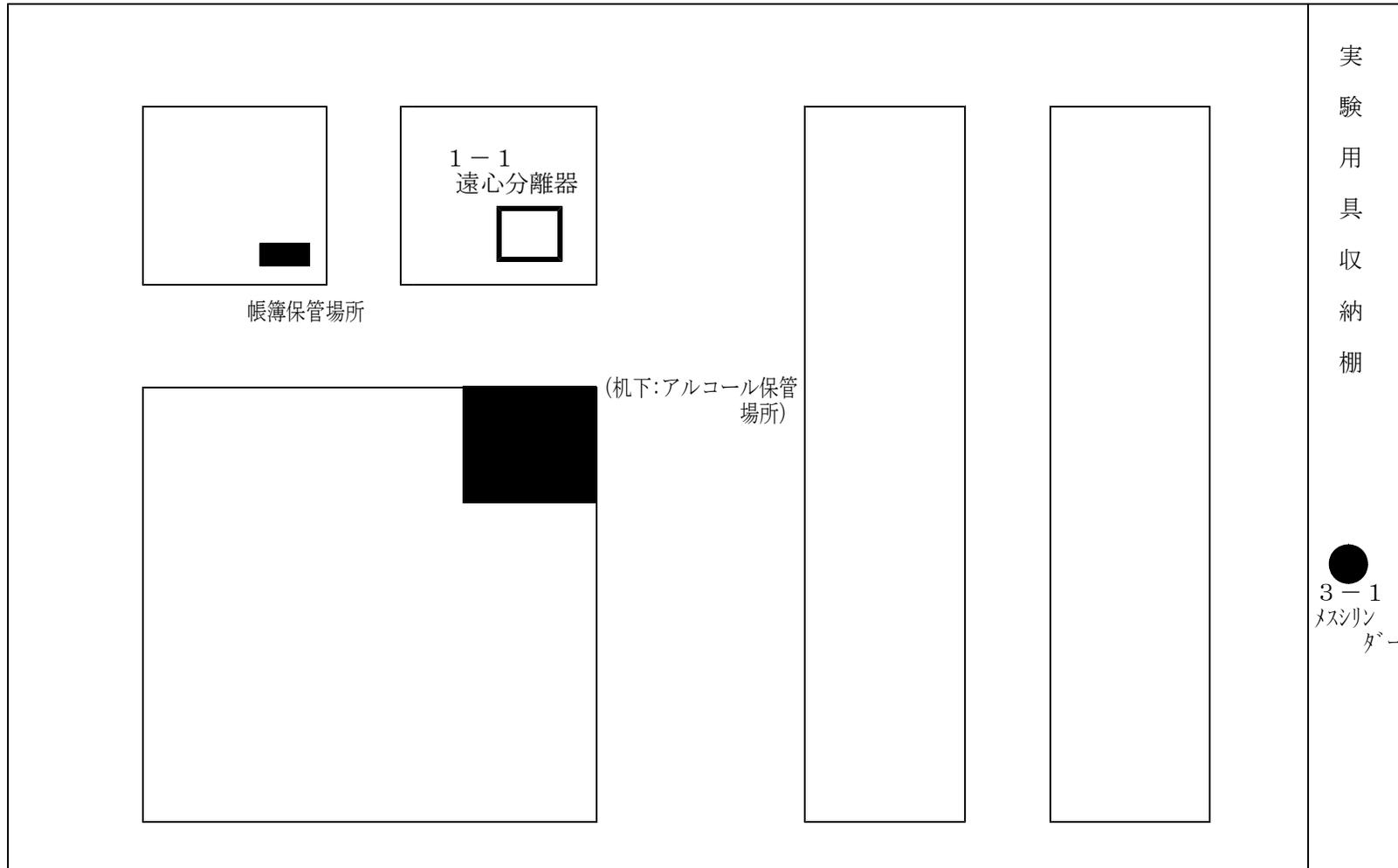
3. 計測機器の名称、形式及び基数一覧（追加）

連番	計測機器の名称	形式	数量	備考
1	メスシリンダー	500 ml	1	

本館 1 F

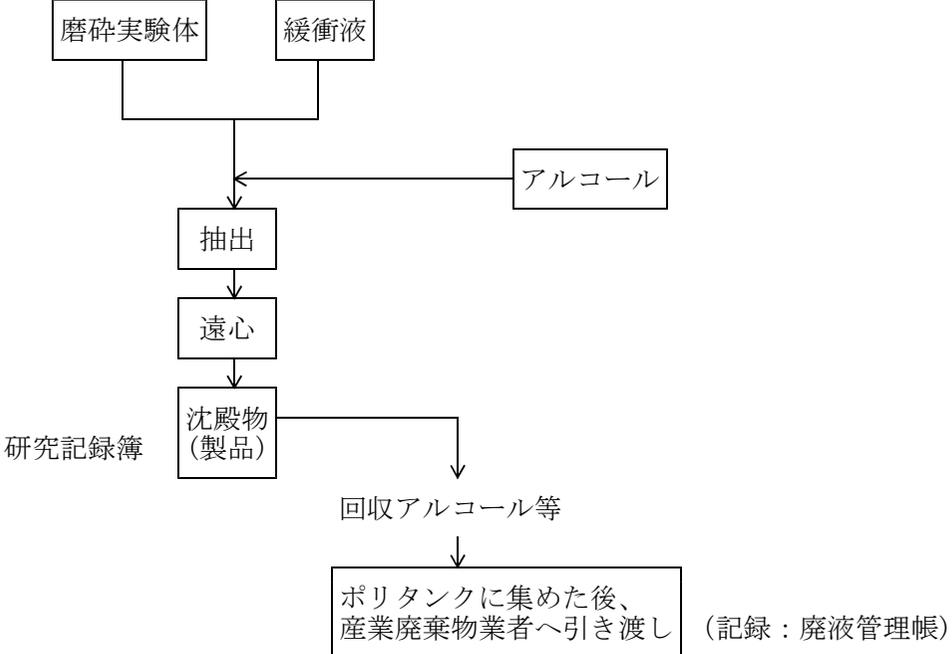
第3 演習室		第1 資料室		第2 演習室		○○ 教授	○× 教授			第1 共通 機器室			
第2 実験室		第3 実験室		第1 演習室		W. C.	配管室		第1 実験室				
								第4 実験 室	第2 共通 機器室				
								第1 講義 室	第3 共通 機器室				
								W. C.	第2 講義室				
第7 実験室		第6 実験室		第5 実験室		事務管理室		△□ 教授	△△ 助手	第3 講義 室	第2 資料室		
資材 置場	第5 演習室		×○ 助手	□□ 教授	第4 演習室		コピー室		△× 教授	○□ 教授	喫煙所		第3 資料室

本館 1 F 第 5 実験室



アルコール使用明細書

整理番号 103

用途		3-1 試験研究用		製造・使用方法	
製品名		核酸 (DNA)		製造・使用方法の説明	
製品の用途		遺伝子研究		1. 実験体を緩衝液を用いて磨砕し、等量のアルコール (0.3ℓ) を混和する。 2. 1. での混和物を遠心分離器にかけ、沈殿物から核酸を精製する。 3. 実験の結果は研究記録簿に記録する。	
発酵アルコール又は合成アルコールの別		合成アルコール			
度数		99度			
アルコールの役割		原料抽出防腐 ・反応精製 ・溶剤結晶 ・その他 ()		製造・使用工程	
アルコール使用原単位に関する事項	原材料使用構成	原材料区分	使用量		
		アルコール (A)	(0.24kg) 0.3リットル		
		回収アルコール	(— kg) — リットル		
			(ℓ・kg)		
		合計	(ℓ・kg)		
		製品出来高 (B)	(%) (ℓ・kg)		
	アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル) (リットル/kg) 0.3ℓ/回			
製品中のアルコール度数・含有率		0度・重量立てで %			
回収アルコール等の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無			

回収アルコール等について

99度のアルコール0.3ℓを使用して核酸精製した場合、45度（90度未満）のアルコールを含む廃液が0.6ℓ回収される。

この場合の回収率は以下のとおり。

$$\text{回収アルコール含有物} \div \text{使用したアルコール} \\ (45 \text{度} \times 0.6 \ell) \div (99 \text{度} \times 0.3 \ell) \times 100 = 90.9\%$$

なお、回収アルコール含有物は多種多様な抽出物、緩衝液中の界面活性剤等の不純物を含むので容易にアルコール戻りすることはない。

環境に負荷を与えないよう十分に希釈した後、産業廃棄物業者に引き渡す。

回収アルコール含有物についての記録は、廃液管理帳にて行う。

(2) 許可事項の変更届出

許可申請書の記載事項のうち、主に次の事項を変更する場合には、**経済産業局長に届出を行う必要があります。**

<事前に届出が必要な事項>

- 主たる事務所の所在地並びに使用施設等の所在地
- 事業開始の予定年月日

<事後遅滞なく届出が必要な事項>

- 商号、名称又は氏名及び住所
(H18年度以降の新会社法により、有限会社等から株式会社になった場合を含む)
- 代表者の氏名及び住所（申請者が法人の場合）
- 現に営んでいる他の事業の種類
- 使用設備、貯蔵設備の能力・構造、計測機器及び移送配管の変更（用途又は使用方法の変更を伴わないものに限る）
- 用途の廃止
- 一部製品の製造の廃止
- 製品の名称の変更
- アルコール使用明細書の誤謬の訂正で軽微なもの
- 回収アルコール等の取扱に関して、その最終的な処分方法が変わらないもの

- ◇ 届出書： **アルコール許可使用者許可事項変更届出書**（様式第53）
- ◇ 添付書類：次表のとおり（次表以外の3つの事項は、届出書のみ提出）

	申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
商号、名称又は氏名及び住所	住民票（正本、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）	登記事項証明（正本） （履歴事項全部証明書）
代表者の氏名及び住所		
使用設備、貯蔵設備の能力・構造、計測機器及び移送配管の変更 （用途又は使用方法の変更を伴わないものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・使用設備の名称及び能力一覧表 ・アルコール貯蔵設備の構造図 ・アルコール計測機器の名称・形式・基数一覧表 ・アルコール移送配管内の容積計算書 	

- ◇ 届出書類の提出先：**経済産業局長**

法定代理人による許可を受けた方は、別途、経済産業局にご相談ください

<違反した場合の罰則>

10万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

<変更届出書記載事項>

次頁の例を参考に記載してください。

＜許可事項変更届出書（事前の届出）記載例＞

〇〇年11月30日

中国経済産業局長 殿

届出書を実際に提出する日を記載

届出者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番地

電話番号（082-222-XXXX）

商号、名称又は氏名
〇〇〇〇株式会社

個人の場合は氏名を記載

許可番号をお忘れなく（許可番号1-6-88888）

法人の代表者個人宅住所を記載
個人の場合記入しない
法人の代表者の住所及び氏名
広島県広島市東区牛田×丁目×番
代表取締役 経済 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	使用施設の所在地変更
使用施設の名称及び所在地	〇〇〇〇株式会社本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番地
変更前	広島県広島市中区上八丁堀〇番地
変更後	広島県広島市南区宇品△-△△ 新工場の平面図、配置図等については別添のとおり
変更予定年月日	〇〇年1月10日
変更の理由	工場移転のため

使用施設ごとに変更内容を具体的に

変更しようとする使用施設の名称と所在地を記載（名称と事業場整理番号でも可）

変更前の事項を記載。変更内容が追加の場合この欄は記載不要です。

変更しようとするの事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。

変更しようとする年月日を記載。複数変更する場合はそれぞれを記載

変更理由を簡潔に

＜許可事項変更届出書（事後の届出）記載例①＞

〇〇年11月30日

中国経済産業局長 殿

届出書を実際に提出する日を記載

届出者 住所 広島県広島市中区上八丁堀〇番地

電話番号（082-222-XXXX）

商号、名称又は氏名
〇〇〇〇株式会社

個人の場合は氏名を記載

許可番号をお忘れなく（許可番号1-6-88888）

法人の代表者個人宅住所を記載
個人の場合記入しない

法人の代表者の住所及び氏名
広島県広島市東区牛田×丁目×番
代表取締役 経済 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

使用施設ごとに変更内容を具体的に

変更事項	①整理番号2番の使用設備の変更 ②整理番号101番の計測器の変更
使用施設の名称及び所在地	①〇〇〇〇株式会社本社工場 広島県広島市中区上八丁堀〇番地 ②〇〇〇〇株式会社岡山工場 岡山県岡山市北区内山下×丁目〇
変更前	①調合タンク 容量1000リットル D1500×H2200 1基 ②ビーカー 20リットル用 最小目盛り2リットル 1個
変更後	①調合タンク 容量1000リットル D1200×H2800 1基 ②ビーカー 20リットル用 最小目盛り1リットル 1個
変更年月日	①〇〇年11月28日 ②〇〇年11月29日
変更の理由	①設備更新のため ②破損のため

変更しようとする使用施設の名称と所在地を記載（名称と事業場整理番号でも可）

変更前の事項を記載。変更内容が追加の場合この欄は記載不要です。

変更しようとするの事項を記載。書ききれない事項は別紙を添付してください。

変更した年月日を記載。複数変更した場合はそれぞれ記載

変更理由を簡潔に

＜許可事項変更届出書（事後の届出）記載例②＞

〇〇年 11月 30日

中国経済産業局長 殿

届出書を実際に提出する日を記載

届出者 住所 (郵便番号 730-0012) 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地

電話番号 (〇〇〇-222-XXXX)

商号、名称又は氏名
〇〇〇〇株式会社

個人の場合は氏名を記載

許可番号をお忘れなく (許可番号 1-6-88888)

法人の代表者個人宅住所を記載
個人の場合記入しない
法人の代表者の住所及び氏名
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目×番
代表取締役 経済 太郎

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	①住所の変更 ②主たる事務所の所在地の変更 ③使用施設の所在地の変更 ④代表者の住所の変更	変更内容を具体的に
使用施設の名称及び所在地	③〇〇〇〇株式会社本社工場 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地	変更しようとする使用施設の名称と所在地を記載（名称と事業場整理番号でも可）
変 更 前	①、②、③ 〇〇県△△市〇〇町〇番地 ④ 〇〇県△△市〇〇町〇丁目×番	変更前の事項を記載 変更内容が追加の場合この欄は記載不要
変 更 後	①、②、③ 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地 ④ 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目×番	変更しようとする ことの事項を記載。
変 更 年 月 日	①、②、③、④ 〇〇年 11月 28日	変更した年月日を記載。複数変更した場合はそれぞれ記載
変 更 の 理 由	①、②、③、④ 市町村合併のため	変更理由を簡潔に

2. 亡失等の報告 (法第30条において準用する第9条第3項、省令第12条)

許可使用者は、業務に係るアルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに、その旨を経済産業局長に報告し、その検査を受ける必要があります。また帳簿にも記載します。

- ◇報告書： 亡失（盗難）報告書（省令様式第54）
- ◇報告書の提出先： 亡失し、又は盗み取られた場所を管轄する経済産業局長

<違反した場合の罰則>
20万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

3. 廃止の届出 (法第30条において準用する第11条第1項、省令第13条)

アルコールの使用を廃止したときは、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

- ◇届出書： アルコール使用廃止届出書（省令様式第55）
- ◇届出書の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- ◇添付書類：
 - ①廃止した日までにおけるアルコール使用業務報告書（省令様式第46）
 - ②廃止した日までにおけるアルコール譲受け一覧表（省令様式第47）

<違反した場合の罰則>
10万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

4. アルコールの譲渡 (法第22条第1項ただし書き、省令第25条)

原則として許可使用者にはアルコールの譲渡が認められておりません。ただし、許可使用者が経済産業局長の承認を受けて行う場合には、許可使用者であっても譲渡が認められます。

注：回収アルコール（アルコール分が90度以上のもの）を譲渡しようとする場合でも、経済産業局長の承認を受けて行う必要がありますから、御注意ください。

- ◇申請書： アルコール譲渡承認申請書（省令様式第30）
- ◇申請書類の提出先： 譲渡しようとするアルコールの貯蔵場所を管轄する経済産業局長

<違反した場合の罰則>
1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

5. 承継

事業の全部譲渡、相続、合併又は分割（事業の全部を承継させるものに限る）があったときは、許可を受けて行っているアルコールの販売事業については、事業の譲渡を受けた者や相続人等が欠格条項に該当しない限り、自動的にその事業を承継することになります。事業を承継した場合は、遅滞なく、経済産業局長に届け出てください。

- ◇届出書： アルコール許可使用者承継届出書（省令様式第48）
- ◇届出書の提出先： 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長
- ◇添付書類：
 - ・申請者が欠格事項に該当しないことの誓約書

・承継理由ごとに必要な以下の書類

承継理由	必要な書類
事業の全部譲渡による承継	・アルコール使用事業譲渡証明書（省令様式第49）
合併による法人の承継	・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
分割による法人の事業全部の承継	・アルコール使用事業承継証明書（省令様式第51の2） ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
相続（2人以上の相続人から選定）による承継	・アルコール使用許可者選定証明書（省令様式第50） ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
相続（他に相続人がいない場合）による承継	・アルコール許可使用者相続証明書（省令様式第51） ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

<違反した場合の罰則>
10万円以下の罰金。場合によっては、「許可の取消し」になることもあります。

◇機械器具洗淨用の用途を追加する手続きについて

◇機械器具洗淨用の用途を追加する手続きについて

免税アルコールを機械器具洗淨用に**変更許可申請**（追加）（既に他用途にアルコール使用許可を得ている場合）する場合の申請例を示します。

変更許可申請（追加）に必要な書類は

- ・申請書……………①
- ・各設備の名称及び能力一覧表 [使用に係る設備、計測機器] ……②
- ・洗淨する設備の名称及び能力一覧表……………③
- ・プラント内平面図（使用、洗淨する器具の位置、アルコール保管場所が示されたもの）④
- ・アルコール使用明細書……………⑤
- ・洗淨する設備の概略 [寸法、形状など] 図面（アルコール使用明細書に記載する場合含む）

以上となります。

以下の場合において、機械器具洗淨の対象となります。

- ① 使用施設内に設置され特定できること。
- ② 機械器具又は製造ライン当たりの洗淨に使用するアルコールの量が特定できること。
- ③ 洗淨に使用するアルコールの量が妥当なものであること。
- ④ 洗淨する機械器具の洗淨方法及び頻度について内規が定められていること。

変更許可申請に必要な書類の例を次ページから①～⑤に示します。

①

様式第52（第36条関係）

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号730-8531)

申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
電話番号 082 (224) 5681

申請者が個人の場合 ↓

(郵便番号730-8531)

申請者 住所 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
電話番号 082 (224) 5681
商号、名称又は氏名 経産 太郎
(許可番号1-6-〇〇〇〇〇〇)
法人の代表者の住所及び氏名

商号、名称又は氏名 経産味噌醤油(株)
(許可番号1-6-〇〇〇〇〇〇)
法人の代表者の住所及び氏名
広島県広島市中区上幟町〇-〇〇
経産 太郎
法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	使用用途（機械器具洗浄用）の追加
使用施設の名称及び所在地	経産味噌醤油(株) 経産工場 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
変 更 前	
変 更 後	2-1 機械器具洗浄用（整理番号〇～〇）を追加 使用の詳細はアルコール明細書のとおり
変 更 予 定 年 月 日	!実際に使用し始める日付を記載してください。!
変 更 の 理 由	新たに機械器具洗浄にアルコールを使用するため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

②

(別添1 各設備の名称及び能力一覧)

経産工場

1. 使用に係る各設備の名称及び能力一覧

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	噴霧器	容量 5 L	1	

2. 計測機器の名称、形式及び基数一覧

連番	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1	電子秤	5 0 kg (最小目盛 1 g)	1	
2	計量カップ	5 L (" 1 0 0 m g)	1	

洗浄しようとする設備の一覧表を作成してください。

③

(別添2 洗浄する設備の名称及び能力一覧)

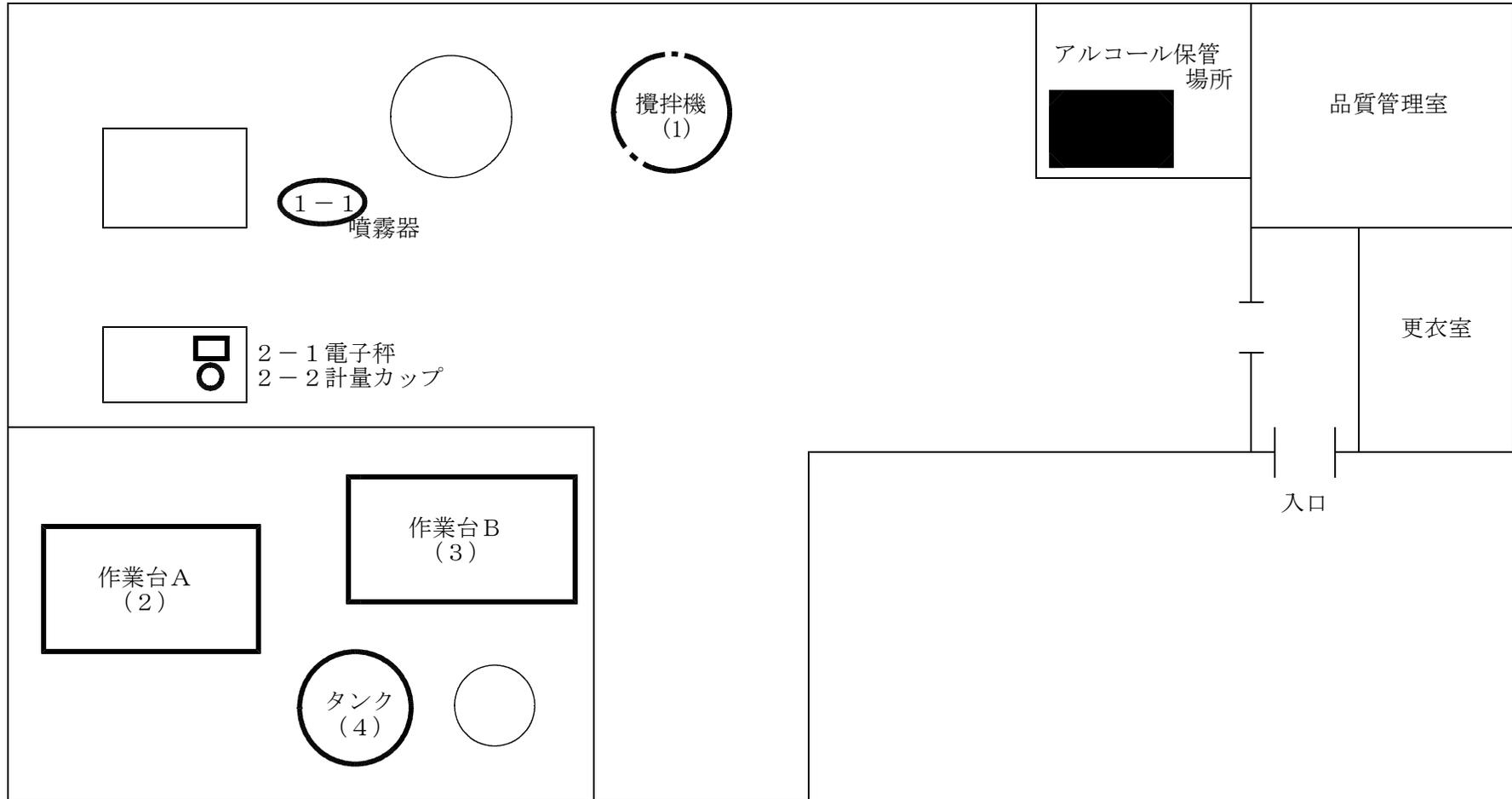
経産工場

使用明細書の整理番号	設備名称	設備の能力に係る事項	数量	備考
1 2 3 4	攪拌機 ← 作業台A 作業台B タンク	100L/0.5h W500mm L1500mm H1000mm W300mm L1000mm H1000mm 容量500L	1 1 1 1	

④

第1プラント内平面図【記載例】

- 各使用施設を名称毎に図示してください。（「使用に係る設備の名称及び能力一覧表」の番号と合致すること）
- 各洗浄する機械器具に洗浄用の使用方法の整理番号を（ ）で図示してください。（「洗浄する設備の名称及び能力一覧表」の番号（明細書整理番号）と合致すること）
- 同じ機械器具が複数の場合でも全て図示してください。
- 貯蔵設備として少量危険物倉庫等を持たない場合は、アルコールの保管場所を図示してください。



アルコール使用明細書の例

機械器具洗浄申請では、洗浄する機械器具の概略図（写真、パンフレットでも構いません）を示してもらう必要があります。このため、アルコール使用明細書は、

- ・ **パターンA**（⑤－１：明細書に洗浄する器具の概略図を記載する）
- ・ **パターンB**（⑤－２：パンフレット等を添付する）

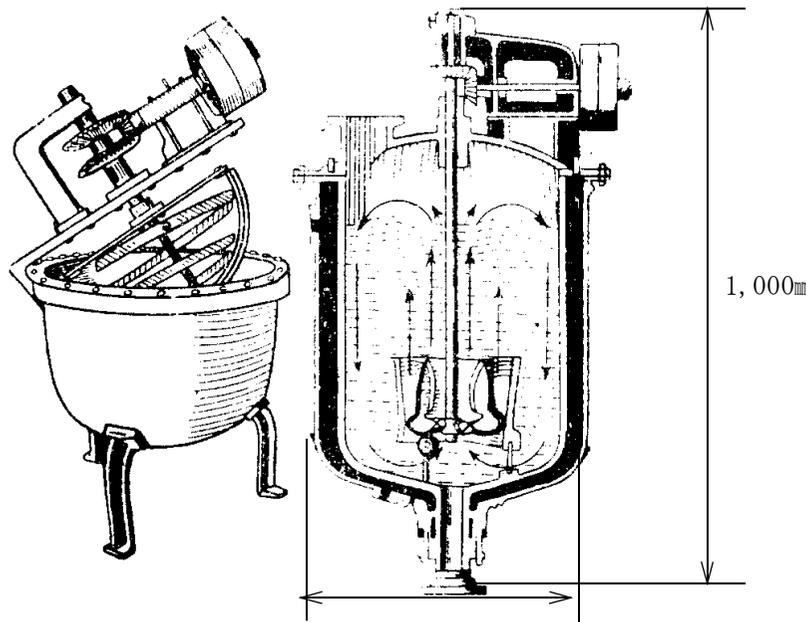
の明細書例を記載しています。これと、

- ・ **特殊なパターン** として、アルコール廃液が出て、これを回収廃棄処分する場合の例を⑤－３に示しています。

⑤-1 (パターンAの明細書例：明細書毎に機械のスケッチ図を記載：このような明細書を洗浄する機械毎に作成して下さい。)
 様式第44 (第31条第1項第3号関係)

アルコール使用明細書

整理番号 1

用 途		2-1 機械器具洗浄用		製造・使用方法	
製 品 名		攪拌機		製造・使用方法の説明 アルコール7：水3の割合で混合し、洗浄用噴霧容器に5リットル入れ、攪拌機内部へ噴霧、洗浄する。 洗浄方法及び洗浄回数は別添「洗浄マニュアル」のとおり。 使用後はアルコール使用簿に記入する。	
製 品 の 用 途		〇〇用機械器具洗浄			
発 酵 アルコール又は 合 成 アルコールの別		発酵アルコール			
度 数		95度			
アルコールの役割		原料・抽出・防腐・ <u>反応</u> ・ <u>精製</u> ・ <u>その他</u> (洗浄用) 溶剤・結晶		製造・使用工程 (図は「(別添)2. 洗浄する設備の名称及び能力一覧」に寸法を記載し、写真貼付又はパンフレットでも構いません)	
アルコール使用原単位に関する事項	原 材 料 区 分				
	原 料 使 用 構 成	ア ル コ ー ル (A)	(5.7kg)	7.0 リットル	
		水		3.0 リットル	
			合 計		10.0 リットル
	製品出来高(原材料合計に対する割合)(B)				
	アルコール使用原単位(A/B)	7.0 (リットル/回)			
製品中のアルコール度数・含有率		度・重量立てで %			
回収アルコール等の有無		有・ <input type="checkbox"/> 無			

→ 1回に使用するアルコール量を記載すること

⑤-2 (パターンBの明細書：予めある図面を利用し複数記載する場合の例：このような明細書を作成してください。)
 様式第44 (第31条第1項第3号関係)

アルコール使用明細書

整理番号 2~4

用 途		2-1 機械器具洗浄用		製造・使用方法			
製 品 名		別紙のとおり		製造・使用方法の説明 アルコール7：水3の割合で混合し、噴霧器で噴霧する。 洗浄方法及び洗浄回数は別添「洗浄マニュアル」のとおり。 使用後はアルコール使用簿に記入する。			
製 品 の 用 途		〇〇用機械器具洗浄					
発 酵 アル コ ール 又 は 合 成 アル コ ール の 別		発酵アルコール					
度 数		95度					
ア ル コ ール の 役 割		原料・抽出・防腐・反応・精製・その他(洗浄用)・溶剤・結晶					
ア ル コ ー ル 使 用 原 単 位 に 関 す る 事 項	原 料 使 用 構 成	原 材 料 区 分		製造・使用工程 洗浄する機械器具については別添図のとおり。 → このように記載し、洗浄する機械器具の概略図面を、「(別添)2. 洗浄する設備の名称及び能力一覧」の連番(明細書整理番号)を付記して別途添付してください。(器具のパフレットや「(別添)2. 洗浄する設備の名称及び能力一覧」に寸法を記載すれば写真でも構いません)			
		ア ル コ ール (A)				(kg)	リットル
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
							(ℓ・kg)
合 計			(ℓ・kg)				
製 品 出 来 高 (B)		(%)	(ℓ・kg)				
ア ル コ ール 使 用 原 単 位 (A/B)		(リットル/リットル)	(リットル/kg)				
製 品 中 の ア ル コ ール 度 数 ・ 含 有 率		度・重量立てで		%			
回 収 ア ル コ ール 等 の 有 無		有・無					

整理番号		2	3	4	
製品名		作業台A	作業台B	タンク (500L)	
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール (A)	0.7 (リットル) (0.6 kg)	0.35 (リットル) (0.3 kg)	0.18 (リットル) (0.1 kg)	(リットル) (kg)
	水	0.3 (リットル)・kg	0.15 (リットル)・kg	0.07 (リットル)・kg	(リットル)・kg
		(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg
		(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg
		(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg
		(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg
		(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg	(リットル)・kg
	合計	1.0 (リットル)・kg	0.50 (リットル)・kg	0.25 (リットル)・kg	(リットル)・kg
	製品出来高 (原材料合計に対する割合) (B)	(リットル)・kg (%)	(リットル)・kg (%)	(リットル)・kg (%)	(リットル)・kg (%)
アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル)・kg 0.7 リットル/回	(リットル/リットル)・kg 0.35 リットル/回	(リットル/リットル)・kg 0.18 リットル/回	(リットル/リットル)・kg	
製品中のアルコール度数含有率	重量立てで 度 %	重量立てで 度 %	重量立てで 度 %	重量立てで 度 %	

※同じ型の器具が複数ある場合でも、1器具の1回の使用原単位を記載して下さい。

⑤-3 (特殊なパターン：回収アルコール等有 [洗浄後、不純物を含んだアルコールをドラム缶等に集め、産業廃棄物業者等に引き渡している等]) の場合の例
 様式第44 (第31条第1項第3号関係)

アルコール使用明細書

整理番号 1

用途		2-1 機械器具洗浄用		製造・使用方法		
製品名		攪拌機		製造・使用方法の説明 アルコール7：水3の割合で混合し、洗浄用噴霧容器に5リットル入れ、攪拌機内部へ噴霧、洗浄する。 洗浄方法及び洗浄回数は別添「洗浄マニュアル」のとおり。 使用後はアルコール使用簿に記入する。 回収したアルコールについては別紙の通り 製造・使用工程 (図は「(別添) 2. 洗浄する設備の名称及び能力一覧」に寸法を記載し、写真貼付、又はパンフレットでも構いません)		
製品の用途		〇〇用機械器具洗浄				
発酵アルコール又は合成アルコールの別		発酵アルコール				
度数		95度				
アルコールの役割		原料・抽出・防腐・反応・精製・その他(洗浄用) 溶剤・結晶				
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分					
	原料	アルコール(A)	(5.7kg)	7.0リットル		
		水		3.0リットル		
	使用構成					
合計		10.0リットル				
製品出来高(原材料合計に対する割合)(B)						
アルコール使用原単位(A/B)		7.0(リットル/回)				
製品中のアルコール度数・含有率		度・重量立てで %				
回収アルコール等の有無		有・無				

別紙

(回収したアルコールの度数が90度未満の場合)
回収アルコール含有物に関する事項

		回収アルコール含有物	
組成	アルコール	61.5	vol %
	水分	27.2	vol %
	その他	11.3	vol %
処分方法		産業廃棄物業者へ引き渡し後、焼却	
回収率		100.0	%
		$(61.5 \text{度} \times 154.5 \text{L}) \div (95 \text{度} \times 100 \text{L}) \times 100 = 100.0 \%$	

計算方法例：95度のアルコール100Lを使用して30度のアルコール含有物が200L回収される。
 $(30 \text{度} \times 200 \text{L}) \div (95 \text{度} \times 100 \text{L}) \times 100 = 63.2 \%$
 全回収の場合は100%となる。

処分について：別表2上欄に掲げられた化学物質注)を中欄に掲げる基準注)以上添加する。
 (但し、別表2中欄の基準量は95度アルコール200Lに対して使用する量です)
 処理後、産業廃棄物業者へ引き渡し、焼却処分する。
 産業廃棄物業者名：〇〇産廃業(株) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇

処分までの記録方法：回収したアルコール含有物の回収、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存する。帳簿名〇〇〇〇〇〇

(回収したアルコールの度数が90度以上の場合)
回収アルコールに関する事項

		回収アルコール	
組成	アルコール	91.0	vol %
	水分	3.2	vol %
	その他	5.8	vol %
処分方法		産業廃棄物業者へ引き渡し後、焼却	
回収率		100.0	%
		$(91.0 \text{度} \times 104.4 \text{L}) \div (95 \text{度} \times 100 \text{L}) \times 100 = 100.0 \%$	

計算方法例：95度のアルコール100Lを使用して30度のアルコール含有物が200L回収される。
 $(30 \text{度} \times 200 \text{L}) \div (95 \text{度} \times 100 \text{L}) \times 100 = 63.2 \%$
 全回収の場合は100%となる。

処分について：回収アルコール104.4Lに対し水2.7Lを加え、89度に希釈し、更に別表2上欄に掲げられた化学物質注)を中欄に掲げる基準注)以上添加する。
 (但し、別表2中欄の基準量は95度アルコール200Lに対して使用する量です)
 処理後、産業廃棄物業者へ引き渡し、焼却処分する。
 産業廃棄物業者名：〇〇産廃業(株) 所在地：〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇

処分までの記録方法：回収したアルコールの回収、廃棄等に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存する。帳簿名〇〇〇〇〇〇

文中の注：別表2上欄に掲げられた化学物質及び中欄に掲げる基準は、経済産業省本省が作成した「アルコール使用の手引き」中の別表2を参照してください。
 (手引きはダウンロードできます。<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.html>
 または、中国経済産業局産業振興課アルコール室までお問い合わせください)

◇アルコール使用明細書事例

- ・アルコールを使用し、タケは同一だが、不特定量の購入生揚の防黴に使用する場合の明細書（参考） P89
- ・アルコールを使用し、醤油の充填時に製品の表面にアルコールを噴霧する場合の使用明細書（参考） P90

アルコールを使用し、タンクは同一だが、不特定量の購入生場の防黴に使用する場合の明細書（参考）

アルコール使用明細書

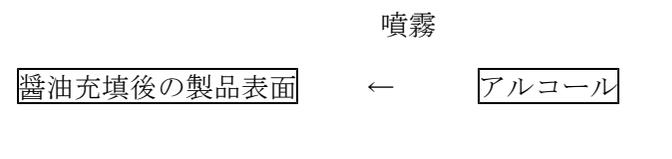
整理番号 21

用 途	1-36 しょうゆ		製造・使用方法	
製 品 名	生揚用		製造・使用方法の説明 貯蔵する間の防黴として、タンクに入った醤油の表面にアルコールを希釈せずそのまま噴霧器で噴霧する。	
製 品 の 用 途	しょうゆ			
発 酵 アル コ ー ル 又 は 合 成 アル コ ー ル の 別	発酵アルコール			
度 数	95 度			
ア ル コ ー ル の 役 割	原料・反応・溶剤・抽出・精製・結晶・ 防腐 ・その他（ ）		製造・使用工程 <div style="text-align: center;"> 噴霧  </div> <p>※タンクに入った醤油の量は一定ではないが、液面面積は常に一定であるため、噴霧するアルコールの量も1回あたりは常に一定である。</p> <p>よって原単位は1回当たりの使用量で管理する。</p>	
アルコール使用原単位に関する事項	原 材 料 区 分			
	ア ル コ ー ル (A)	(0.08kg) 0.1 リットル		
	(%)・kg			
	合 計	0.1 リットル		
製 品 出 来 高 (B)	0.1 リットル			
ア ル コ ー ル 使 用 原 単 位 (A/B)	(リットル/リットル) (リットル/kg) 0.100 (リットル/回)			
製 品 中 の ア ル コ ー ル 度 数 含 有 率	3度 重量立てで %			
回 収 ア ル コ ー ル 等 の 有 無	有・ 無			

アルコールを使用し、醤油の充填時に製品の表面にアルコールを噴霧する場合の使用明細書（参考）

アルコール使用明細書

整理番号 21

用 途	1-36 しょうゆ		製造・使用方法	
製 品 名	充填用		製造・使用方法の説明 醤油の充填時に、製品の表面に、アルコールを希釈せずそのまま噴霧器で噴霧する。	
製 品 の 用 途	しょうゆ			
発 酵 アル コ ー ル 又 は 合 成 アル コ ー ル の 別	発酵アルコール			
度 数	95 度			
ア ル コ ー ル の 役 割	原料・反応・溶剤・抽出・精製・結晶・防腐・その他（ ）		製造・使用工程 <div style="text-align: center;"> 噴霧  <p style="margin: 0;"> 醤油充填後の製品表面 ← アルコール </p> </div> ※充填する製品は数種類あるが、1製品当たりに噴霧するアルコールの量は常に一定である。 よって原単位は1本当たりの使用量で管理する。	
アルコール使用原単位に関する事項	原 材 料 区 分			
	ア ル コ ー ル (A)	(0.0004kg) 0.0005 リットル		
	(%)・kg			
	合 計	0.0005 リットル		
製 品 出 来 高 (B)	0.0005 リットル			
ア ル コ ー ル 使 用 原 単 位 (A/B)	=(リットル/リットル) (リットル/kg) 0.0005 (リットル/本)			
製品中のアルコール度数・含有率	3度・重量立てで %			
回収アルコール等の有無	有・無			

◇アルコール事業法に関するQ & A

- Q 1. なぜ従来の“変性アルコール”が無くなり、“未変性アルコール”の流通になったのか？使用済み報告だけで完了する従来の方法では駄目なのか？記帳や定期報告など事務が負担である P 93
- Q 2. アルコールを少量しか使わないので記帳や定期報告を免除してほしい
- Q 3. アルコール専売法でいうところの“変性アルコール”と成分が同じものを使用しているが、記帳や定期報告が必要か？
- Q 4. 削除
- Q 5. ・人手も足りず多忙で法定帳簿を付けてアルコール管理する余裕がない。
・製品数が多すぎてとてもアルコール管理する余裕がない。 P 94
- Q 6. 登録免許税とは何か？
- Q 7. 許可使用に係る、登録免許税の対象は？
- Q 8. 上記A 7の使用施設毎の使用用途の追加とはどんな場合を指すのか
- Q 9. 登録免許税は全ての者が対象か？
- Q 10. 登録免許税の収入印紙での納付は可能か？
- Q 11. 平成18年4月以降、製品事業者や輸入事業者は自由な品質のアルコールを販売できるようになるが、品質の良し悪しをどう判断すれば良いか？
- Q 12. 特定アルコールは誰が販売するのか？
- Q 13. 製品の製造中止を行いたいが、変更申請書による申請が必要か？
- Q 14. 新しく別の工場でアルコールを使用したい（又は移転したい）が手続きはどうすれば良いか？ P 95
- Q 15. 同一のアルコール用途及び使用方法である使用施設が2つある。そのうち1つのアルコール使用を廃止することになり、使用設備をもう1つの使用施設に移転することになった。この場合の手続きはどうすれば良いか？
- Q 16. アルコール及び回収アルコール等の廃棄は届出および経済産業職員の立会が必要か。また、どこまで立会するのか。
- Q 17. 申請者住所と主たる事務所の所在地（同一）を他へ移転する場合、どのような手続きが必要か？ P 96
- Q 18. 市町村の合併により住所変更となった場合の手続きはどうすればよいか？
- Q 19. ・事業を譲り渡す場合（法人、個人を問わない）
・個人から法人へ変更となった場合 どのような手続きが必要か。 P 97
- Q 20. アルコール使用を廃止する場合どのような手続きが必要か。
- Q 21. アルコールの保管容量について何か取り決めがあるか？
- Q 22. アルコールを使用していない年度でも報告は必要か？
- Q 23. アルコール関係書類は、どのくらい保存しておく必要があるか？

◇アルコール事業法に関するQ & A

Q 1. なぜ従来の“変性アルコール”が無くなり、“未変性アルコール”の流通になったのか？使用済み報告だけで完了する従来の方法では駄目なのか？記帳や定期報告など事務が負担である。

A 1. アルコール事業法はそれまで国が価格や供給量を一元的に決めていた制度（アルコール専売法）を廃止し、アルコールの製造、輸入、販売、使用について許可を受けることにより自由に行うことができることを目的に制定されました。自由化にあたって「自由化」であるのだから、“変性”したアルコールではなく、混ざり物のないアルコールを流通させる方針となりました。アルコール専売法におきましても、法定帳簿を記載していただき、それを基に使用済み量とそれに伴う生産量等を報告いただき、完了する仕組みになっており、新制度におきまして数量管理を変更した訳ではございません。アルコール専売法と同様に**アルコールが不正に酒類の原料や横流しに使用されることを防止し、工業用に確実に供給することを確保するため、許可を受ければ自由に製造、輸入、販売、使用できる権利に対し、記帳や定期的な報告といった義務が課されています。**

皆様のご理解とご協力をお願いします。

Q 2. アルコールを少量しか使わないので記帳や定期報告を免除してほしい

A 2. アルコール事業法はA 1でも述べたとおり、アルコールの不正のない適正な流通体系を目的としています。量の寡少による免除は法律の目的上、行うことができません。なお、特定アルコールを使用したものについては、記帳や定期報告の必要はありません。

Q 3. アルコール専売法でいうところの“変性アルコール”と成分が同じものを使用しているが、記帳や定期報告が必要か？

A 3. アルコール専売法下では国の管理のもとで“変性アルコール”が製造・販売されていましたが、法定帳簿の記載は必要でした。事業法では“変性アルコール”の製造・販売、また使用について自由化されておりますが、未変性アルコールと同様の記帳や報告といった義務が課せられています。未変性アルコール同様に管理をお願いします。

Q 4. 削除

A 4. 削除

- Q 5. ・ 人手も足りず多忙で法定帳簿を付けてアルコール管理する余裕がない。
・ 製品数が多すぎてとてもアルコール管理する余裕がない。

A 5. 添加物に問題がないのであれば、
・ 既にメーカーで製造されたアルコール製剤を購入使用する
といった方法があります。
市販のアルコール製剤や特定アルコールを使用する場合は、アルコールの管理は不要です。

- Q 6. 登録免許税とは何か？

A 6. 法人または個人が登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定及び技能証明（以下「登録等」という。）を受けることにより享受する利益に着目して課税される租税。なお、届出は対象外になっています。

- Q 7. 許可使用に係る、登録免許税の対象は？

A 7.

- ・ 平成18年4月1日以降、新たに使用許可を取得した場合
- ・ " 使用施設毎の使用用途の追加となる変更許可を取得した場合です。登録免許税額は1万5千円です。納付手順はP23を参照ください。

- Q 8. 上記A7の使用施設毎の使用用途の追加とはどんな場合を指すのか？

A 8.

- ・ 「アルコール使用の手引き」（経済産業省発行）や本マニュアル24頁の「アルコール用途一覧表」に掲載されている、使用目的を製品で表した使用用途（例えば1-36しょうゆ、や3-1試験研究用等）について、現在許可を得ている用途以外の用途の許可を受ける場合
- ・ 使用施設を追加（工場を申請している使用施設場所以外に増設）する場合（使用施設毎の追加にあたる。）
- ・ 既に2工場の使用施設で許可を得ており、そのうちの1工場で製造している製品をもう1工場で生産する場合、その製品の用途が生産を始めようとする工場の今までの生産製品の用途以外である場合

は使用用途の増加にあたり、対象です。

- Q 9. 登録免許税は全ての者が対象か？

A 9. 国及び登録免許税法第4条関係の別表第2に掲げる者（国立大学法人、地方公共団体、独立行政法人 等）は対象外です。

- Q 10. 登録免許税の収入印紙での納付は可能か？

A 10. 収入印紙での納付はできません。（登録免許税法第22条（印紙納付）の適用除外のため。）

- Q 11. 平成18年4月以降、製造事業者や輸入事業者は自由な品質のアルコールを販売できるようになったが、品質の良し悪しをどう判断すれば良いか？

A 11. NEDOアルコール規格を継承する団体規格として制定された(一社)アルコール協会規格JAAS001:2012「エタノール」を、品質基準の「ものさし」として、アルコール購入の際の参考とすることができます。

当該品質基準のアルコールを購入する、アルコールの分析書と当該品質基準を比較することでアルコールの品質を確認することができます。
((一社) アルコール協会規格の詳細は<http://www.alcohol.jp/>を参照してください。)

Q 12. 特定アルコールは誰が販売するのか？

A 12. 特定アルコールは製造事業者 又は 輸入事業者により酒税相当分を含んだ加算額を含む価格で販売され、購入した特定アルコールは許可事業者でなくても販売は可能です。特定アルコールを販売した製造事業者 又は 輸入事業者は、事後、加算額相当を国庫に納付することとなります。

Q 13. 製品の製造中止を行いたいが、変更申請書による申請が必要か？

A 13. 事後の変更届出で構いません。(本編にも記載しています。)

なお、同様に、本来「許可」を必要とする「用途又は使用方法」に係る事項のうち軽微な下記事項については、変更後遅滞なく主たる事務所を管轄する経済産業局長に変更届出書を提出することで変更できます。

- ①許可を得ている用途を廃止する場合
- ②許可を得ている用途における製品の製造を廃止する場合
- ③アルコール使用明細書の製品名の名称変更
- ④アルコール使用明細書の誤謬の訂正で軽微なもの
- ⑤回収アルコール等に関する事項を記載した書面で、その処分方法が変わらないもの

Q 14. 新しく別の工場でアルコールを使用したい(又は移転したい)が、手続はどうすれば良いか？

A 14. 原則、変更許可申請になります。

Q 15. 同一のアルコール用途及び使用方法である使用施設が2つある。そのうち1つのアルコール使用を廃止することになり、使用設備をもう1つの使用施設に移転することになった。この場合の手続はどうすれば良いか？

A 15. アルコール使用を廃止する使用施設及び使用設備を搬入(残す)する使用施設の両者においてアルコールの用途又は使用方法の変更を伴わない場合は、事後の届出となります。この場合記載内容は

変更前	廃止施設：使用・貯蔵設備の能力	X
	存続施設：	” Y
変更後	廃止施設：使用・貯蔵設備の能力	→存続施設に移転
	存続施設：	” →XとYの合計

上記を記載、届出書には1施設のアルコール使用を廃止した旨を明記してください。

Q 16. 回収アルコール等の廃棄は届出及び経済産業局職員の立会が必要か。また、どこまで立会するのか。

A 16. 以下の全てを満たした場合は、立会は必要ありません。

- ①廃棄アルコールの成分が、酒類の原料への不正な使用のおそれのないものとなり得ていること(アルコール使用の手引き別表2の化学物質が規定量以上

添加されているか、またはそれと同等の性状になっていること)

②廃棄アルコールの濃度が90度未満であること

③上記①及び②の事実がアルコール使用明細書に添付する文書に明記されていること（アルコールが回収される場合、アルコール使用明細書に、その処分方法等を記載した文書を添付します。）

ただし、1つでも満たさない場合は廃棄の届出及び立会が必要です。

外部の産業廃棄物業者へ引き渡す場合、上記①及び②の措置が必要となります。

このとき、立会者である経済産業局職員は産業廃棄物業者へ措置後の回収アルコール等が渡されたことを確認するまで立会います。

場内焼却処分する場合は、特段の事前措置は必要ありません。このとき場内焼却炉に他の廃棄物が存在し、前述①が確認できる場合、立会者である経済産業局職員は焼却炉に廃棄する回収アルコール等を投入するまで立会います。そうでない場合、廃棄する回収アルコール等を焼却するまで立会います。（様々なケースや他書類の提出をお願いする事がありますので事前に相談してください）

なお、アルコールを廃棄する場合も事前の届出及び経済産業局職員の立会が必要となりますので、その際は、経済産業局にご相談いただけますようお願いいたします。

Q17. 申請者住所と主たる事務所の所在地（同一）を他へ移転する場合、どのような手続が必要か？

A17. 「住所」の変更は事後遅滞なく変更届、「主たる事務所の所在地」の変更は事前の変更届になりますが、事前の届出にまとめて提出していただいても結構です。ただし、この場合添付を要する登記事項証明書（住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの、以下同様））が事前の物では意味がありませんので、事前の手続の後、事後に登記事項証明書（住民票）を送っていただくようになります。

Q18. 市町村の合併により住所変更となった場合の手続はどうすればよいか？

A18. このケースの場合、変更の対象となるのは、

- ①住所
- ②主たる事務所の所在地
- ③使用施設の所在地
- ④代表者の住所

となりますので、該当する事項の届出が必要です。ただし、主たる事務所の所在地の変更については、住所が変更されることが明らかになった時点で届出を提出していただくことになります。なお、登記事項証明書（住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの））については、A17と同様、事後に送っていただくことになります。

Q 19.

- ・事業を譲り渡す場合（法人、個人を問わない）
- ・個人から法人へ変更になった場合 どのような手続が必要か。

A 19. 承継の手続が必要となります。基本的には、

- アルコール許可使用者承継届出書
- アルコール使用事業譲渡証明書
- 誓約書
- 登記事項証明書（戸籍謄本）

といった書類が必要ですが、ケースにより異なりますので、申請・届出のフロー図を参考にしてください。

Q 20.

アルコール使用を廃止する場合どのような手続が必要か。

A 20.

- アルコール使用廃止届書
 - （廃止した日までの）アルコール使用業務報告書（定期報告書）
- の提出となります。アルコールが残っていれば譲渡又は廃棄をする必要があり、
- アルコール譲渡承認申請書 または
 - アルコール廃棄届出書
- を使用廃止の日付までに提出する必要があります。
- 譲渡については承認が必要ですし、廃棄についても経済産業局職員の立会が必要ですので、必ず事前に相談してください。

Q 21.

アルコールの保管容量について何か取り決めがあるか？

A 21. 消防法上、以下のように規定されているため、お近くの消防署にご確認の上、所要の手続きを行ってください。

- ①アルコール保管容量が4000（指定数量）を超える場合
→「危険物取扱所」の事前許可が必要。
- ②アルコール保管容量が800（指定数量4000の1/5）を超える場合
→市町村条例により定められた規制に基づき「少量危険物取扱所」の事前届出が必要

Q 22.

アルコールを使用していない年度でも報告は必要か？

A 22. 前年度にアルコールの買い受けや使用の実績がない場合でも報告書の提出は必要です。

Q 23.

アルコール関係書類は、どのくらい保存しておく必要があるか？

A 23. 法定帳簿、業務報告書、左記帳簿類の数値との整合性が確認できる書類（仕入台帳、請求書、納品書、製造記録簿 等）は、5年間保存してください。

電子媒体が必要な方は、**経済産業省ホームページ**

(政策について>政策一覧>ものづくり/情報/流通・サービス>アルコール事業>手続マニュアル・様式等)

<<https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/manual.html>>からダウンロードしてご利用ください。

◇主な様式集

・ 法定帳簿	101
・ 簡易法定帳簿	103
・ 簡略法定帳簿	104
・ 業務報告書（様式第46、47）	105
・ アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書（様式第52）	108
・ アルコール使用明細書（様式第44）	109
・ アルコール許可使用者許可事項変更届出書（様式第53）	111
・ 亡失（盗難）報告書（様式第54）	112
・ アルコール使用廃止届出書（様式第55）	113
・ アルコール譲渡承認申請書（様式第30）	114
・ アルコール廃棄処分届出書	115
・ アルコール含有物廃棄処分届出書	116
・ アルコール許可使用者承継届出書（様式第48）	117
・ アルコール使用事業譲渡証明書（様式第49）	118
・ アルコール使用事業承継証明書（様式第51の2）	119
・ アルコール使用許可者選定証明書（様式第50）	120
・ アルコール使用許可者相続証明書（様式第51）	122
・ 欠格事項に該当しないことの誓約書	123

(参考様式)

※業務報告書の作成にあたり、これまで記入漏れの多かった事項について記入しやすくした様式を掲載しますので適宜、ご利用ください。

・ アルコール使用業務報告書（様式第46）	124
・ アルコール譲受け一覧表（様式第47）	126

様式第46（第35条第1項関係）

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 - ）

報告者 住所

電話番号 （ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 1 - 6 - ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール使用報告書

様式第46（第35条第1項関係）

20 年度アルコール使用報告書

(1) 使用施設の名称

1 - - - - -

(2) 度数

9 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

(1 : 発酵 2 : 合成)

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		仕掛品のアルコールの数量 (払出数量の内数) (リットル)	製品の 数量 (リットル・kg)	翌年度へ 繰越 (リットル)
	コード	摘要 数量 (リットル)	コード	摘要 数量 (リットル)			
		合計		合計			

アルコール譲受け一覧表

(1) 使用施設の名称

1 - 6 - [] - []

(2) 度数

9 度

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

(1 : 発酵 2 : 合成)

引渡人の氏名又は名称	許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
	- -		
合 計			

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

申請者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号1-6- ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者許可事項変更許可申請書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第1項の規定により変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

アルコール使用明細書

整理番号

用 途			製造・使用方法	
製 品 名			製造・使用方法の説明	
製 品 の 用 途				
発 酵 アルコール又は 合 成 アルコールの別				
度 数				
アルコールの役割		原料・反応・溶剤・ 抽出・精製・結晶・ 防腐・その他（ ）		
アルコール使用原単位に関する事項	原材料 使用 構成	原材料区分		
		アルコール(A)	(kg)	リットル
				(ℓ・kg)
		合 計		(ℓ・kg)
		製品出来高 (B)	(%)	(ℓ・kg)
	アルコール使用原単位 (A/B)	(リットル/リットル)	(リットル/kg)	
製品中のアルコール度数・含有率		度・重量立てで	%	
回収アルコール等の有無		有 ・ 無		

整理番号					
製品名					
アルコール使用原単位に関する事項	原材料区分	使用量	使用量	使用量	使用量
	アルコール(A)	(kg) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$)	(kg) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$)	(kg) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$)	(kg) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
		($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
	合計	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
	製品出来高(原材料合計に対する割合)(B)	($\%$) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\%$) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\%$) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)	($\%$) ($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \text{kg}$)
アルコール使用原単位(A/B)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \text{kg}$)	($\frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} \cdot \frac{\text{リットル}}{\text{トール}} / \text{kg}$)	
製品中のアルコール度数含有率	重量立てで 度%	重量立てで 度%	重量立てで 度%	重量立てで 度%	

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号1-6- ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール許可使用者許可事項変更届出書

アルコール事業法第30条において準用する同法第8条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 事 項	
使用施設の名称及び所在地	
変 更 前	
変 更 後	
変 更（ 予 定 ） 年 月 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

報告者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号1-6- ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

亡失（盗難）報告書

亡失（盗難）について、アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり報告します。

アルコールの度数、発酵アルコール又は合成アルコールの別及び数量	
事実の生じた日時及び場所	
事実の生じた当時における管理の状況	
原因	
事実を知った日	年 月 日
事実を知った後に採られた措置	

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール使用廃止届出書

アルコール使用を廃止しましたので、アルコール事業法第30条において準用する同法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止した年月日	
許可年月日及び許可番号	
廃止した理由	

- 備考 1 当該年度の廃止の日までにおける様式第46による報告書並びに様式第47による一覧表を添えること。また、この届出書を提出する時点において廃止の日を含む年度の前年度に係る第34条の規定による定期の報告を終えていない場合には、当該報告も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号1-6- ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール譲渡承認申請書

アルコール事業法第22条第1項ただし書きの規定により、アルコールの譲渡の承認を申請します。

譲 渡 の 理 由	
発酵アルコール又は合成アルコールの別及び度数	
譲 渡 数 量	
譲 渡 予 定 年 月 日	年 月 日
譲渡するアルコールの移出場所の名称及び所在地	
譲 渡 先 住 所 及 び 氏 名	
譲 渡 先 の 許 可 番 号	
譲渡するアルコールの受入先の名称及び所在地	

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号 1 - 6 -)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール廃棄処分届出書

アルコールを廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の名称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコールの数量	
廃棄処分する予定年月日	年 月 日
廃 棄 処 分 す る 理 由	
廃 棄 処 分 の 方 法	

年 月 日

中国経済産業局長 殿

(郵便番号)

届出者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

(許可番号 1 - 6 -)

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール含有物廃棄処分届出書

アルコール含有物を廃棄処分したいので、許可の条件により、次のとおり届け出ます。

アルコールを廃棄しようとする使用施設又は貯蔵設備の名称及び整理番号	
廃棄処分するアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別	
廃棄処分するアルコール含有物の数量	
廃棄処分する予定年月日	年 月 日
廃 棄 処 分 す る 理 由	
廃 棄 処 分 の 方 法	

様式第48（第36条関係）

年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 ）

届出者 住所

電話番号（ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号1-6- ）

法人の代表者の住所及び氏名

アルコール許可使用者承継届出書

アルコール許可使用者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第30条において準用する同法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 年 月 日	
被承継者の住所及び 商号、名称又は氏名	
被承継者が法人にあつては、 その代表者の住所及び氏名	
被承継者の許可年月日 及び許可番号	
承継者の許可年月日 及び許可番号	
承 継 の 原 因	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

中国経済産業局長 殿

譲り渡した者 住所

氏名又は名称

法人の代表者の氏名

譲り受けた者 住所

氏名又は名称

法人の代表者の氏名

アルコール使用事業譲渡証明書

アルコール許可使用者の地位を承継しましたので、アルコール事業法第30条において準用する同法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲り渡した者の許可年月日 及び 許 可 番 号	
譲り渡した年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

中国経済産業局長 殿

被承継者 住所
名称及び代表者の氏名

承継者 住所
名称及び代表者の氏名

アルコール使用事業承継証明書

次のとおり分割によってアルコール許可使用者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

被承継者の許可年月日 及び許可番号	
承継の年月日	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

中国経済産業局長 殿

証明者 住所
氏名

アルコール許可使用者選定証明書

次のとおりアルコール許可使用者を承継すべき相続人を選定したことを証明します。

相 続 年 月 日	
選定された者の住所及び氏名	
被相続人の住所及び氏名	
被相続人の許可年月日 及 び 許 可 番 号	

- 備考 1 証明者は、アルコール許可使用者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員とし、第1面の「証明者住所、氏名」には証明者のうちの1人について記載し、他の証明者の住所及び氏名は第2面に記載すること。記載しきれないときは、この様式の第2面の例により作成した書面に記載して添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

中国経済産業局長 殿

証明者 住所

氏名

証明者 住所

氏名

アルコール許可使用者相続証明書

次のとおりアルコール許可使用者について相続がありましたことを証明します。

相 続 年 月 日	
アルコール許可使用者の地位 を承継した者の住所及び氏名	
被相続人の住所及び氏名	
被相続人の許可年月日 及 び 許 可 番 号	

- 備考 1 証明者は、2人とする事
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする事。

誓 約 書

年 月 日

中国経済産業局長 殿

申請者

氏名又は名称

代表者の氏名

代表者の住所

業務を執行する役員の氏名

住所

当社（私）はアルコール事業法第30条において準用するアルコール事業法第5条各号に該当しない者であることを誓約します。

20 年 月 日

中国経済産業局長 殿

（郵便番号 - ）

報告者 住所

電話番号 （ ）

商号、名称又は氏名

（許可番号 1 - 6 - ）

法人の代表者の住所及び氏名

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

20 年度アルコール使用報告書

購入（あり・なし） 使用実績（あり・なし）

使用施設又は貯蔵施設名	度数	種別	度数	種別	度数	種別	度数	種別
(1)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(2)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(3)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(4)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成
(5)		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成		発酵・合成

【お問い合わせ窓口】

○経済産業局

◇北海道経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 (札幌第1合同庁舎内)
TEL 011(709)1797 FAX 011(709)2566 e-mail hokkaido-alcohol@meti.go.jp

◇東北経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL 022(221)4909 FAX 022(215)9463

◇関東経済産業局 産業部 アルコール課

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 (さいたま新都心合同庁舎1号館内)
TEL 048(600)0396 FAX 048(601)1296 e-mail kanto-arukoru@meti.go.jp

◇中部経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2785 FAX 052(951)0977 e-mail chb-alcohol@meti.go.jp

◇近畿経済産業局 産業部 産業課 アルコール室

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 (大阪合同庁舎1号館内)
TEL 06(6966)6029 FAX 06(6966)6086

◇中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎2号館内)
TEL 082(224)5681 FAX 082(224)5642 e-mail bz1-chugoku-alc@meti.go.jp

◇四国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎(北館)
TEL 087(811)8528 FAX 087(811)8556 e-mail shikoku-alcohol@meti.go.jp

◇九州経済産業局 産業部 産業課 アルコール室

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎内)
TEL 092(482)5483 FAX 092(482)5396 e-mail kyusyu-alcohol@meti.go.jp

◇内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 環境資源課 アルコール係

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)
TEL 098(866)1757 FAX 098(860)3710 e-mail oki-kanshi@meti.go.jp

【関連ホームページ】

- ★「アルコール使用の手引き」(経済産業省作成)の最新版
- ★許可事業者名簿の閲覧
- ★様式の電子媒体が必要な方

→ 経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

- ★協会団体規格JAAS001:2012「エタノール」の詳細

→ (一社) アルコール協会 <http://www.alcohol.jp/>

- ★法定帳簿(アルコール使用簿)の電子媒体が必要な方

→ 中国経済産業局
https://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/alcohol/alcohol_top.htm